

神戸市療育ネットワーク会議「第5回 医療的ケア児の支援施策検討会議」

(日時) 令和2年2月6日(木) 15:30～

(場所) 神戸市役所1号館14階 AV1会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

(1) 「障害のある子ども・医療的ケアが必要な子どもの支援ハンドブック」について

(2) 教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れについて

(3) 神戸市立特別支援学校における医療的ケアについて

(4) その他

3. 閉 会

資 料

- 資料1 神戸市療育ネットワーク会議／医療的ケア児の支援施策検討会議（概要）
- 資料2 「障害のある子ども・医療的ケアが必要な子どもの支援ハンドブック（原稿）」
- 資料3 「令和元年度 医療的ケア児受入状況」について（報告）
- 資料4-1 神戸市教育・保育施設等においてお子様に医療的ケアを希望される保護者の皆様へ（説明資料）
- 資料4-2 認定こども園（1号認定）・私立幼稚園においてお子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ（説明資料）
- 資料5 神戸市立特別支援学校における医療的ケアについて

(参考資料)

- ① 第4回医療的ケア児の支援施策検討会議（平成31年3月7日）の議事要旨
- ② 神戸市療育ネットワーク会議開催要項
- ③ 児童福祉法における医療的ケア児の概念整理（厚生労働省資料）

神戸市療育ネットワーク会議／医療的ケア児の支援施策検討会議（概要）

1. 趣 旨

「医療的ケア児（＊）」に関わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関及び行政担当者が、支援の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることにより支援体制の充実を図るため、「神戸市療育ネットワーク会議」開催要綱にもとづく施策検討会議として、「医療的ケア児の支援施策検討会議」を開催する。

＊人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児

（参考）児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2. 委 員（令和 2 年 2 月 6 日現在）

※五十音順・敬称略

所属・役職	氏名
もみじ訪問看護ステーション 所長	岩崎 美智子
にこにこハウス医療福祉センター 施設長	河崎 洋子
神戸市立青陽東養護学校 校長	河地 満則
特定非営利活動法人神戸市難病団体連絡協議会 監事	神田 圭子
神戸大学 名誉教授／神戸市こども家庭局総合療育センター診療担当部長	高田 哲 ※会長
兵庫県立こども病院 家族支援・地域連携部長	宅見 晃子
神戸市重度心身障害児（者）父母の会 会長	武田 純子
神戸市医師会 公衆衛生担当理事	浪方 由美
神戸市私立保育園連盟 理事	灰谷 政之

※行政関係者として、神戸市のこども家庭局、保健福祉局、教育委員会事務局の関係部署の職員が出席



障害のある子ども・医療的ケアが必要な子どもの支援ハンドブック


神戸市こども家庭局こども育成部家庭支援課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 電話 :078-322-6846

令和2年3月発行

神戸市広報印刷物登録
令和元年度 第595号
(広報印刷物企画A-1類)

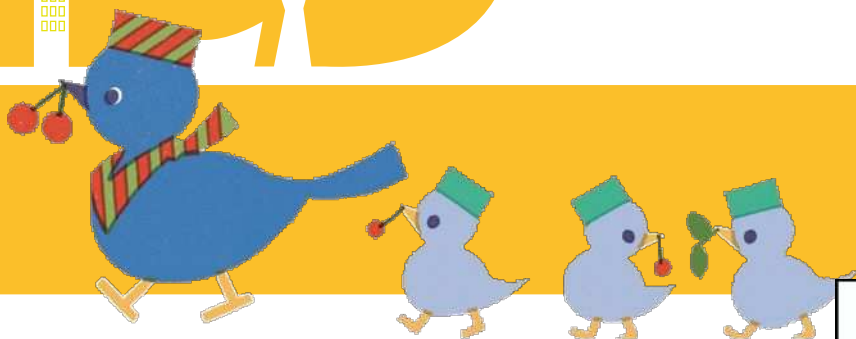
リサイクル適性 
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



COBE
子育て応援団
いいね！神戸で子育て

障害のある子ども・
医療的ケアが必要な子どもの
支援ハンドブック

令和2年3月発行



神戸市

資料2

はじめに



このハンドブックでは、主に乳幼児期から学齢期（0歳から17歳）までの障害のあるお子さんや医療的ケアが必要なお子さんと、その保護者・支援関係者の方のための相談窓口や支援制度をご紹介します。

各相談窓口や支援制度の紹介ページには、より詳しい情報をご覧いただけるホームページの二次元バーコードも掲載していますので、あわせてご活用ください。

また、このハンドブックでご紹介している相談窓口や支援制度のホームページへのリンク集は、以下よりご覧いただけます。

● 障害児支援に関するリンク集

https://kobe-city.mamafre.jp/shogaiji_shien_1/

なお、子育て支援制度や障害福祉制度については、以下のホームページ・冊子でもご案内しています。



● KOBETAMA子育て応援団ママフレ

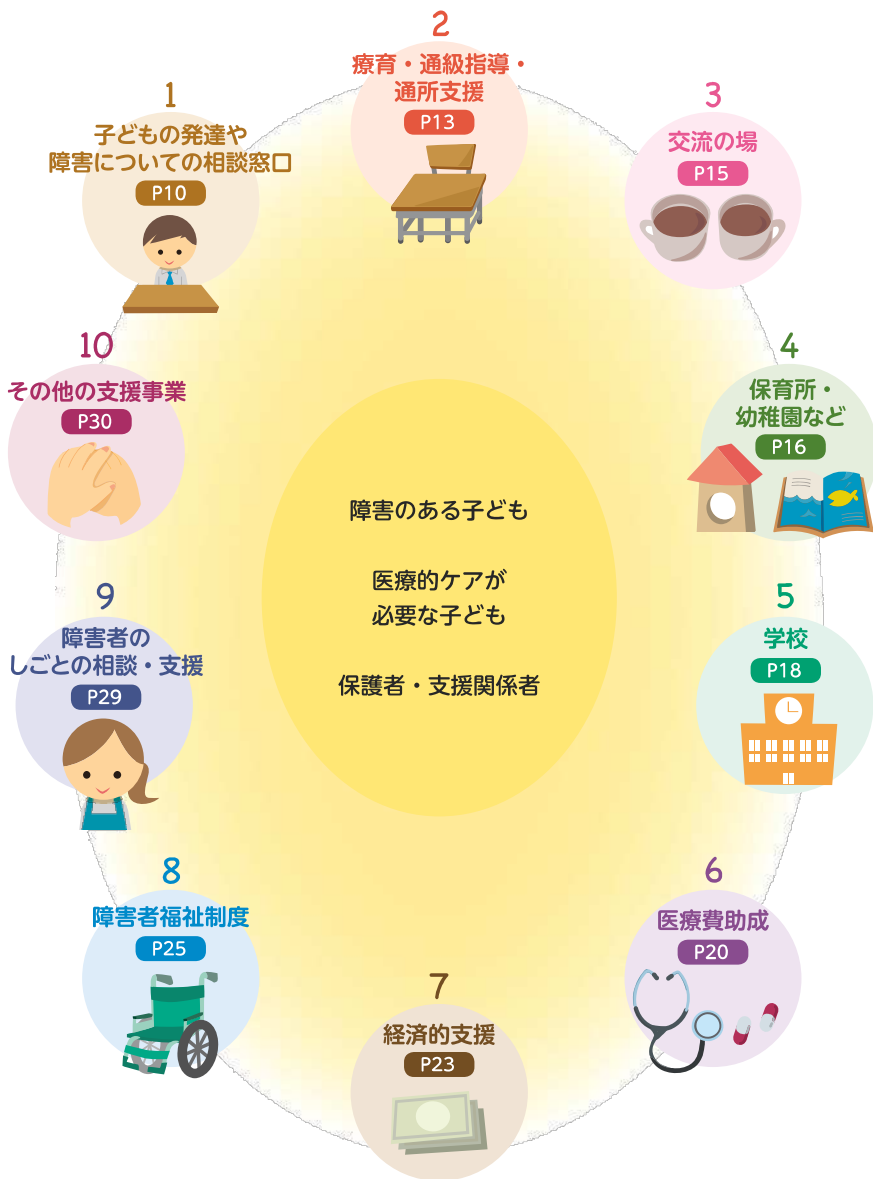
<https://kobe-city.mamafre.jp/>

● 神戸市障害者福祉のあらし／ 障害福祉サービス等事業者・障害者福祉施設等 一覧

<http://www.city.kobe.lg.jp/a97737/kenko/handicap/aramashi.html>



支援体系図



障害のある子ども・ 医療的ケアが必要な子どもの 支援ハンドブック

もくじ



- はじめに P. 2
- 支援体系図 P. 3
- もくじ P. 4
- こんなときは P. 6
- 年齢別制度一覧 P. 8

1 子どもの発達や障害についての相談窓口 P. 10

- ① 区役所・支所
- ② 療育センター
- ③ こども家庭センター（児童相談所）
- ④ 発達障害者相談窓口
- ⑤ 思春期発達相談室 あっとらんど
- ⑥ 思春期専門相談（精神保健福祉センター）
- ⑦ 障害児相談支援事業所
- ⑧ 特別支援教育課教育相談室
- ⑨ こうべ学びの支援センター
- ⑩ 障害者支援センター
- ⑪ 障害者地域生活支援センター



2 療育・通級指導・通所支援 P. 13

- ① 療育センター（総合／東部／西部）
- ② 通級指導教室
- ③ 障害児通所支援サービス

3 交流の場 P. 15

- ① 児童館・J-cafe（ジェイカフェ）
- ② こべっこランド療育指導事業（発達クリニック）

4 保育所・幼稚園など P. 16

- ① すこやか保育（障害児保育）
- ② 医療的ケアが必要な子どもの保育所等利用支援

こんなことも
知っておいて
ください

- 障害を理由とする差別に関する相談窓口 P.12
- ヘルプマーク・ヘルプカード P.24
- 子どもや障害者を虐待から守るために… P.29
- 兵庫ゆずり合い駐車場 P.39

5 学校 P. 18

- ① 特別支援学校
- ② 特別支援学級
- ③ 特別支援教育就学援助
- ④ 医療的ケア児への支援
(市立小中学校・幼稚園)

6 医療費助成 P. 20

- ① 自立支援医療（育成医療・精神通院医療）
- ② 小児慢性特定疾病医療費助成
- ③ 未熟児養育医療給付
- ④ 特定医療費（指定難病）助成
- ⑤ 重度障害者医療費助成
- ⑥ 在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業

7 経済的支援 P. 23

- ① 特別児童扶養手当
- ② 障害児福祉手当
- ③ 重度心身障害児者介護手当



8 障害者福祉制度 P. 25

- ① 障害者手帳
- ② 障害福祉サービス
- ③ 地域生活支援事業
- ④ 補装具・日常生活用具
- ⑤ 地域活動支援センター
- ⑥ 交通機関の利用支援
- ⑦ 心身障害者扶養共済制度
- ⑧ 障害児入所施設

9 障害者のしごとの相談・支援 P. 29

10 その他の支援事業 P. 30

- ① 重度障害児者医療福祉
コーディネート事業
- ② 小児慢性特定疾病自立支援事業
- ③ 発達障害者支援センター
- ④ ボランティアセンター



関係先一覧 P. 31

こんなときは

Q 子どもの発達や障害について相談したい

A お子さんの年齢や状況に応じて、次のような相談窓口を設けています。
各窓口の案内は、P10～の**1 子どもの発達や障害についての相談窓口**をご覧ください。

(相談窓口)	(相談内容)
① 区役所・支所	(健康福祉課・保健福祉課) 身体・知的・精神障害、難病についての総合窓口として、障害福祉サービス利用などに関する相談 (こども家庭支援課・こども保健係) 子どもの成長、発達や育児、予防接種、その他子どもや保護者自身の心や体の健康などに関する相談
② 療育センター	子どもの障害についての相談、障害児の訓練、通園療育などに関する相談
③ こども家庭センター (児童相談所)	(障害相談部門) 心身に障害のある児童の専門的な療育相談や施設入所などに関する相談
④ 発達障害者相談窓口	15歳以上の発達障害者やその家族・支援機関等からの日常生活や仕事などに関する相談
⑤ 思春期発達相談室	思春期年齢(概ね13歳以上)の発達障害児の学校生活やコミュニケーションなどに関する相談
⑥ 思春期専門相談	思春期をめぐる精神保健の問題に関する相談
⑦ 障害児相談支援事業所	障害児通所支援サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス等)の利用などに関する相談
⑧ 特別支援教育課 教育相談室	特別な教育的支援を必要とする子どもについて、就園・就学・進路などに関する相談
⑨ こうべ学びの支援センター	(市立小・中学校の通常の学級に在籍する児童が対象) 学習や学校生活などに関する相談 ※学校と相談のうえ申込
⑩ 障害者支援センター	障害児(者)が地域で生活するために必要な障害サービスや利用方法、日常生活などに関する相談
⑪ 障害者地域生活支援センター	

※⑩は⑪を内設

Q 子どもの障害に応じた療育や通所指導、通所支援を受けたい

A 療育センター、通級指導教室、児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスなどがあります。P.13の**2 療育・通級指導・通所支援**をご覧ください。

Q 発達がゆっくりな子ども同士や保護者同士で交流したい

A 各地域の児童館や総合児童センター（こべっこランド）で交流の場をつくっています。P.15の**3 交流の場**をご覧ください。

Q 保育所などを利用したい

A 保育所やこども園では「すこやか保育（障害児保育）」を実施しているほか、一部の保育所等において医療的ケア児の受け入れを行っています。P.16の**4 保育所・幼稚園など**をご覧ください。

Q 障害のある子どもの学校や学級にはどんな種類があるのか知りたい

A お子さんの障害の状況に応じて、各種の特別支援学校や特別支援学級を設置しています。P.18の**5 学校**をご覧ください。

Q 障害のある子ども等への医療費の助成制度について知りたい

A お子さんの障害の状況や程度等に応じて、医療費の助成が受けられる場合があります。P.20の**6 医療費助成**をご覧ください。

Q 障害のある子どもや保護者のための経済的な支援制度について知りたい

A お子さんの障害の状況や程度等に応じて、特別児童扶養手当・障害児福祉手当などの経済的支援が受けられる場合があります。P.23の**7 経済的支援**をご覧ください。

Q 障害者手帳や障害福祉サービスの内容について知りたい

A お子さんの障害の状況や程度等に応じて、各種の障害者手帳の交付、日常生活や外出時に必要となるサービスなどを受けられる場合があります。P.25の**8 障害者福祉制度**をご覧ください。

Q 障害のある子どもが仕事をする年齢になったとき、仕事について相談したい

A 障害のある方の就労に対する様々な支援を行う「しごとサポート」を設置しています。P.29の**9 障害者のしごとの相談・支援**をご覧ください。

その他、障害のある子ども等を支援する事業として、「重度障害児者医療福祉コーディネート事業」「小児慢性特定疾病自立支援事業」などがあります。P.30の**10 その他の支援事業**をご覧ください。

年齢別支援制度一覧

※対象年齢は目安であり、個別の状況に応じて異なる場合もあります。

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳		
ライフステージ 乳幼児健診 保育所・幼稚園・学校など P16～/P18～	4か月健診	9か月健診	1歳6か月健診	3歳児健診							
	保育所・幼稚園・認定こども園						特別支援学校（幼稚部）	放課後 小学校			
子どもの発達や障害についての相談窓口 P10～	療育センター										
	まるやま・ひまわり・のぼら学園						療育センター				
	診療所（知的・発達障害児、難聴児）										
									診療所		
										こども	
療育・通級指導・通所支援 P13～	障害児										
								障害者支援センター			
	療育センター										
	通級指導教室 療育・通級指導・通所支援 P13～					きこえとことばの教室（言語障害）					
				そだちとこころの教室							
児童発達支援事業所						保育所等					
交流の場 P15～	児童館・Jカフェ						こべっこランド 療育掛				
							医療費助成		経済的支援		障害者福祉制度
その他					P20～		P23～		P25～		



9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳
児童クラブ（学童保育）									
（通常の学級／特別支援学級）			中学校（通常の学級／特別支援学級）			高等学校			
特別支援学校（小学部）			特別支援学校（中学部）			特別支援学校（高等部）			
区役所・支所									
（総合／東部／西部）							あけぼの学園		
※難聴児の診療は総合療育センターのみ									
（肢体不自由児）									
家庭センター									
						発達障害者相談窓口			
				思春期発達相談室（発達障害者支援センター）					
				思春期専門相談（精神保健福祉センター）					
相談支援事業所									
特別支援教育課 教育相談室									
こうべ学びの支援センター									
・ 障害者地域生活支援センター									
（再掲） ※上記参照									
・難聴・発達障害）									
（情緒障害・発達障害）									
児童発達支援									
放課後等デイサービス									
訪問支援									
指導事業									
／ 障害者のしごとの相談・支援 ／ その他の支援事業									
P29～					P30～				

1 子どもの発達や障害についての相談窓口

詳しくは
神戸市サイトへ

1 区役所・支所



● 健康福祉課 ※北神区役所・北須磨支所は保健福祉課

身体・知的・精神障害、難病についての総合窓口として、障害福祉サービス利用の相談などに応じます。

● こども家庭支援課こども保健係 ※北須磨支所は保健福祉課こども保健係

子どもの成長、発達や育児、予防接種、その他子どもや保護者自身の心や体の健康などについて、保健師などの専門職員が相談に応じます。

区役所・支所の連絡先は、P.31をご確認ください。

2 療育センター



障害児の診察・訓練を行う「診療所」、通園による療育や親子教室等を行う「児童発達支援センター」、子どもの障害に関する相談対応や障害児支援利用計画の作成を行う「相談支援事業所」の機能があります。

連絡先は、P.31をご確認ください。

療育内容についてはP.13-①療育センターをご確認ください。

3 こども家庭センター(児童相談所)



児童(18歳未満)の福祉の向上を図るための専門の相談機関として、養護相談、非行相談、障害相談、育成相談に応じます。障害相談部門では、心身に障害のある児童の専門的な療育相談や施設入所等に関する相談に応じます。

連絡先は、P.31をご確認ください。

4 発達障害者相談窓口



神戸市内にお住いの15歳以上の発達障害者の方とそのご家族の方、また、それらの方を支援している関係機関や雇用している会社の方などからの日常生活や仕事などに関する様々な相談に応じ、情報提供を行います。相談にあたっては事前の予約が必要です。

連絡先は、P.32をご確認ください。

5 思春期発達相談室 あつとらんど(発達障害者支援センター)



「学校生活が上手くいかない」「コミュニケーションが苦手」「将来のことで悩んでいる」等の悩みのある思春期年齢の方とその保護者への支援事業として、臨床心理士が面談により、ご本人や保護者の方の相談をお受けします。第2・第4火曜日・土曜日の午後を実施しています。相談にあたっては事前の予約が必要です。

連絡先は、P.39をご確認ください。

6 思春期専門相談(精神保健福祉センター)

思春期をめぐる精神保健の問題について、精神科医が相談をお受けします。ご家族を対象としています。相談にあたっては事前の予約が必要です。
連絡先は、P.32をご確認ください。

7 障害児相談支援事業所

児童福祉法に基づく「障害児支援利用援助」および「継続障害児支援利用援助」を行う事業所です。障害児通所支援サービスの給付申請時に必要な「障害児支援利用計画案」、給付決定後に必要な「障害児支援利用計画」を作成するとともに、関係者との連絡調整を行います。

連絡先は、二次元バーコードのリンク(障害福祉サービス等事業者・障害者福祉施設等一覧)からご確認ください。

障害児相談支援

【障害児利用援助】

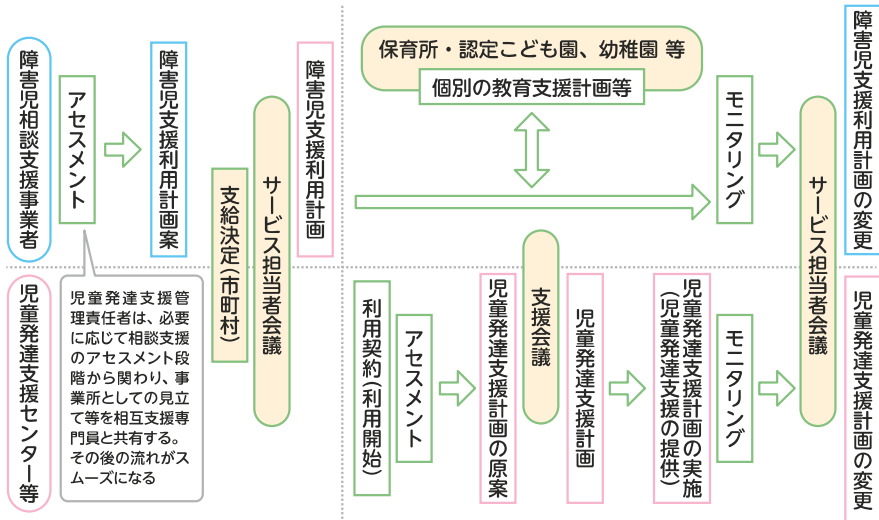
- 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に障害児支援利用計画案を作成
- 通所給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに障害児支援利用計画を作成

【継続障害児支援利用援助】

- 障害児通所支援の利用状況等の検証(モニタリング)
- サービス事業所等との連絡調整
- 新たなサービスが必要な場合の申請の勧奨

支援提供の流れ：障害児相談支援事業者と児童発達支援センター等の関係

※標準的な支援の流れを示したものであり、個別の状況に応じて異なる場合もあります。



1 子どもの発達や障害についての相談窓口

詳しくは
神戸市サイトへ

8 特別支援教育課教育相談室

特別な教育的支援を必要とする子どもについて、家庭での育児や療育、幼稚園や学校での生活、就園・就学、進路などについての相談に応じます。

連絡先は、P.32をご確認ください。



9 こうべ学びの支援センター

市立小・中学校の通常の学級に在籍し、学習や生活などに困難があり、発達障害およびその可能性のある児童生徒を対象に、子どもが自信を持って生き生きとした生活が過ごせるよう支援します。

連絡先は、P.32をご確認ください。



10 障害者支援センター

障害者地域生活支援センターを内設し、障害者や家族、介護者からの相談に応じるとともに、通所サービスなどの日中活動や入浴サービス、緊急時受入を実施し、関係機関との受入調整も行います。

連絡先は、P.32をご確認ください。

施設の概要は「神戸市障害者福祉のあらまし」(P.2参照)をご確認ください。

11 障害者地域生活支援センター

地域で生活するために必要なサービスの案内や利用方法、日常の悩み、福祉サービスの利用にかかることなどの相談に応じます。

連絡先は、P.33をご確認ください。



障害を理由とする差別に関する相談窓口

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が、平成28年4月1日に施行されました。

神戸市では、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、障害を理由とする差別に関する相談を受け付けています。

電話：078-322-0310（平日8時45分～12時、13時～17時30分）

FAX：078-322-6044

メール：syogai_sabetsu@office.city.kobe.lg.jp

窓口相談：事前予約制（平日8時45分～12時、13時～17時30分）



2 療育・通級指導・通所支援

詳しくは
神戸市サイトへ



2

療育・通級指導・通所支援

1 療育センター(総合／東部／西部)

各療育センターには、障害児の診察・訓練を行う「診療所」、通園による療育や親子教室等を行う「児童発達支援センター」、子どもの障害に関する相談対応や障害児支援利用計画の作成を行う「相談支援事業所」の機能があります。

施設の一覧は、P.31をご確認ください。

● 診療所

各療育センターの診療所では、主に小学校低学年までの知的・発達障害児、18歳未満の肢体不自由児及び小学校就学前の難聴児※を対象として、専門の医師による診察、心理判定員による発達検査、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訓練(障害児リハビリテーション)及びケースワーカーによる相談を行っています。

※難聴児の診療は総合療育センターのみで行っています。

● 障害児相談支援事業所

主に療育センター内の児童発達支援センターを利用する子どもの障害児支援利用計画を作成するほか、身近な地域の相談窓口として、子どもの発達相談などに応じます。

● 児童発達支援センター ※P.14-③障害児通所支援サービスの説明もご覧ください。

<未就学児対象>

- まるやま学園(総合療育センター)
- ひまわり学園(東部療育センター)
- のぼら学園(西部療育センター)

小学校入学前の子どもの対象に、通園による集団生活を通じて、自主的に生活する力や基本的な生活習慣・社会性を身につけられるように支援します。

<高校生年齢対象>

- あけぼの学園(総合療育センター)

中学校を卒業した15歳～18歳の知的・発達障害児を対象に、主に作業訓練や生活訓練を通じて将来の自立や社会参加に向けた支援をします。

2 通級指導教室



小・中学校の通常の学級および、幼稚園等に在籍・在園する障害のある子どもたちに対して、通級による指導を行います。

施設の一覧は、P.34の一覧をご確認ください。

● そだちとこころの教室(情緒障害・発達障害)

色々な要因で、集団生活にとけこめない子どもの情緒の安定を図り、集団生活に進んで参加しようとする意欲と力を育みます。

● きこえとことばの教室(言語障害・難聴・発達障害)

ことば、きこえ、友達とのかかわり方などに心配のある子どもや保護者の相談を受けて支援方法を考えます。

2 療育・通級指導・通所支援

詳しくは
神戸市サイトへ



2 3 障害児通所支援サービス

療育・通級指導・通所支援

「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」があります。これらのサービスを利用するには、児童福祉法に基づく障害児通所支援の給付申請を行い、支給決定・受給者証の発行を受けたうえで、神戸市の指定を受けた事業所と利用契約を結ぶ必要があります。

担当窓口は、下記のサービスごとにご確認のうえ、P.31をご確認ください。

● 児童発達支援

集団療育および個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児に対し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

担当窓口：居住地の区役所保健福祉部、北神区役所保健福祉課、須磨区北須磨支所保健福祉課

※神戸市が設置する児童発達支援センター（まるやま学園・ひまわり学園・のぼら学園・あけぼの学園）の利用のご相談は、療育センター（P.31）が窓口です。

児童発達支援センターについて

児童発達支援サービスを提供する事業所のうち、通所支援の利用者以外にも、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言などを行うものを「児童発達支援センター」といいます。

児童発達支援センターの一覧は、P.34をご確認ください。

障害児通所支援事業所等の情報については、以下からご覧いただけます。

独立行政法人福祉医療機構 WAM-NET

障害福祉サービス等情報検索

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>



● 放課後等デイサービス

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児（引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認められるときは満20歳に達するまで）に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

担当窓口：居住地の区役所保健福祉部、北神区役所保健福祉課、須磨区北須磨支所保健福祉課

● 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施します。訪問先は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等です。

担当窓口：こども家庭センター

3 交流の場

詳しくは
神戸市サイトへ

1 児童館・J-cafe(ジェイカフェ)



拠点児童館では、発達のゆっくりな子ども（乳幼児）とその保護者のための居場所として「Jidoukan-cafe」を実施しています。子どもを遊ばせながら、日々の育児の不安や悩みを共有し、ほっと交流できる場です。スタッフが見守る中、ゆっくりお茶を飲みながら安心して過ごしていただけます。

※拠点児童館では、乳幼児親子対象のプログラム、放課後児童クラブ事業、神戸市総合児童センター(こべっこランド)と連携した専門性の高い子育て講座を開催しています。

施設の一覧は、P.35をご確認ください。

2 こべっこランド療育指導事業(発達クリニック)



発達がゆっくりな子どもへの支援や、講座や専門研修などを通して、子育て中の親や保育・療育の現場で支援に携わる方をサポートします。

連絡先は、P.35をご確認ください。

● YOYOクラブ

1500g未満の極低出生体重児とその保護者のための子育て教室です。親子が一緒に身体を動かしたり工作をしたりする前半部と、親同士が様々な悩みについて専門家を交えて話し合ったり、情報を交換する後半部からなります。常時受け付けている講座です。

● 学齢期・思春期子育て講座

子どもへのかかわり方や子どもの育ちを理解するとともに、子どもへの共感性を高めるために体験学習を中心としたグループ指導を行います。講座には「学齢期子育て講座」「思春期子育て講座」「就学前子育て講座」があります。

● 親と子のふれあい講座

育児を楽しむための講座で、親と子がともに楽しめる講座です。講座には「赤ちゃん講座」「1歳半講座」「家族支援講座」「おねしょ講座」があります。一部の講座は拠点児童館でも開催しています。

● 乳幼児親子教室

発達がゆっくりな子どもとその保護者のための発達支援プログラムです。対象者は、神戸市から案内された0～4歳の子どもと保護者です。音楽を使った親子あそび、リトミックなどを中心に、季節の行事などを実施します。

● 感覚運動指導教室

発達がゆっくりな3～10歳前後の子どもに臨床観察を実施し、感覚統合療法の理論に基づいた感覚運動指導を行います。

● その他の療育指導事業

療育の専門職やボランティアのための講座「発達障がい支援者サポート事業」、保育現場で配慮の必要な子どもの指導方法を考案するための講座「障がい児保育ゼミ」、発達がゆっくりな子どもと家族がボランティアと遊んだりする「きらきらルーム」や、高学年・中学生のための居場所「スマイル・クラブ」も実施しています。

3

交流の場

4 保育所・幼稚園など

詳しくは
神戸市サイトへ

1 すこやか保育(障害児保育)



概要

保育所(園)や認定こども園等において「すこやか保育(障害児保育)」を実施します。心身に障害等がある子どもに、状況に応じてサポートを行いながら集団による教育・保育を提供し、成長・発達を援助します。

対象者

心身に障害等のある子どもで、サポートを行うことにより、集団による教育・保育が可能な子ども(子どものための教育・保育給付にかかる支給認定を受けた子ども)に限ります。ただし、幼稚園・学校法人立の認定こども園・幼稚園に通園(予定を含む)する1号認定の子どもは除きます。)

申請方法

お住まいの区の区役所子ども家庭支援課(北神区・北須磨支所は保健福祉課)へご相談ください。
区役所・支所の連絡先は、P.31をご確認ください。

2 医療的ケアが必要な子どもの保育所等利用支援



<保育を必要とする子ども(2・3号)への支援>

概要

一部の教育・保育施設等において、医師の指示・指導の下、看護師等が日常生活に必要な医療的ケアを実施します。子どもが保育を必要とする状況で、医療的ケアが必要な場合、通常の保育所等への入所手続きに加え、「医療的ケアに関する主治医の意見書」等と利用手続きが必要です。

※子どもの健康状態や施設側の受け入れ体制等から安全に受け入れることができないと判断される場合、希望の施設への入所ができないことや、入所日が延期されることがありますので、あらかじめご了承ください。

対象者

神戸市にお住まいの方で、医師により医療的ケアが必要な、集団生活が可能と判断された子ども

教育・保育施設等で行う医療的ケア

- ・経管栄養(鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう)
- ・吸引(口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理)
- ・酸素療法 ・導尿 ・その他、施設で対応可能な医療ケア

受け入れ可能施設

受け入れ可能施設は、P.35の一覧をご確認ください。

申請方法

保育申込に必要な書類に加えて、「医療的ケアに関する主治医の意見書」および「医療的ケア依頼書」を、受け入れ可能施設の所在する区役所の子ども家庭支援課子ども福祉係に提出してください。その後面談を受けていただきます。

申し込み先や問い合わせ先は、P.35をご確認ください。

<私立幼稚園及び認定こども園(1号)を利用する子どもへの支援>

概要

私立幼稚園及び認定こども園(1号)において、医療的ケアを必要とする集団生活が可能なお子をお対象に、ケアの内容に応じて、最大週10時間まで訪問看護ステーションからの看護師を派遣します。

対象者

神戸市にお住まいの方で、医師により医療的ケアが必要な、集団生活が可能と判断された子ども

教育・保育施設等で行う医療的ケア

- ・経管栄養(鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう)
- ・吸引(口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理)
- ・酸素療法 ・導尿 ・その他、施設で対応可能な医療ケア

受け入れ可能施設

保護者の方は、園の見学や説明会に参加する等して、希望する園を検討し、利用申し込みの相談をしてください。

申請方法

受け入れが可能となった場合、私立幼稚園及び認定こども園(1号)の申込に必要な通常の手続きに加え、障害の種類や程度、医療的ケアの内容を、関係機関と共有していくための手続きが必要です。内容を確認しながら手続きを進めるため、園への申込の際に「医療的ケアに関する主治医の意見書」等の書類が必要です。

問い合わせ先は、P.35をご確認ください。

※神戸市立幼稚園での支援については、P.19-④をご確認ください。

- 保育所(園)・認定こども園・幼稚園・学童保育の一般的な利用手続き等については、「KOBE子育て応援団ママフレ」をご覧ください。
- なお、障害のある児童が学童保育の利用を希望される場合は、各施設とご相談ください。

KOBE
子育て応援団ママフレ



5 学校

詳しくは
神戸市サイトへ

1 特別支援学校

市内には障害のある児童生徒のための特別支援学校があります。
学校の一覧は、P.36をご確認ください。



2 特別支援学級

● **知的障害学級、自閉症・情緒障害学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級**
市立小・中学校に、児童生徒の障害等の状況に応じて、知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱の学級を設置しています。



5
学
校

● 難聴学級

聴覚に障害のある児童生徒のために、小・中学校各1校に難聴学級を設置しています。設置校は、神戸祇園小学校、湊翔楠中学校です。
学級の一覧は、P.37をご確認ください。

● 病弱・身体虚弱学級(院内学級)

入院治療中で主治医の許可のある児童生徒のために、院内学級を設置しています。設置校は、神戸祇園小学校なのはな学級、湊翔楠中学校ひまわり学級(神戸大学医学部附属病院内)です。
学級の一覧は、P.37をご確認ください。

3 特別支援教育就学援助

概要

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者、および、通常の学級に在籍しているが特別支援学校入学相当の障害のある児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、給食費などの一部を援助します。

※市立小学校は義務教育学校前期課程を、市立中学校は義務教育学校後期課程を含みます。

対象者

以下のすべてにあてはまる方

- (1) 神戸市内に住所がある
- (2) 小・中学校の特別支援学級に在籍している、または通常の学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に定める程度に該当する
- (3) 昨年の世帯の総所得金額が所得基準以下である

※所得基準額を上回った場合でも、「通学費」、「職場実習交通費」、「交流学习交通費」については、援助を受けられます。

総所得金額の基準額など、詳しくは神戸市サイトをご確認ください。



通常の学級に在籍している生徒の保護者が特別支援教育就学援助を申請する場合

子どもが以下のいずれかに該当していることが必要です。なお、筋ジストロフィーや癌などの医師の診断があり、生活規則を必要とする場合も対象となることがありますので、個別に教育委員会特別支援教育課までご相談ください。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳のいずれかを所持し、かつ下表の「具体的な児童生徒の状態」程度の障害がある
- (2) 医師の診断結果が、下表の「具体的な児童生徒の状態」程度の障害である

〈具体的な児童生徒の状態〉

視覚障害	両目の矯正視力が0.3未満、または視野が極端に狭いなどの理由により、拡大鏡などの器具などを利用して、教科書などの文字や図形を認識することができないか非常に難しい。
聴覚障害	両耳の聴力が60デシベル（通常の会話程度）より大きな音でなければ聞こえない程度で、補聴器や人工内耳などを用いても、通常の会話の聞き取りができないか非常に難しい。
知的障害	知的な発達に遅れがあり、一般的な会話の内容を理解することや自分の意思を伝えることが困難であり、日常生活において頻繁に援助が必要である。または、知的発達の遅れは上記ほどではないが、日常生活や対人関係など、社会生活を送るために必要な力が著しく乏しい。
肢体不自由	補装具などを使用しても、歩行や食事、衣服の着脱など日常生活動作がまったくできないか、非常に難しい。また、肢体不自由の程度は上記ほどではないが、医師の判断などによって、起床から就寝に至るまで日常の動作に医学的な観察や指導・訓練が必要である。

※学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、広汎性発達障害、自閉症スペクトラム障害の診断のみでは対象となりません。療育手帳の所持、または知的障害があることの診断が必要です。

※療育手帳がない場合、「診断書」または「心理検査結果報告書」などにより全領域の発達指数（DQ）（または知能指数（IQ））の確認をする必要があります。申請時には、必ず「診断書」または「心理検査結果報告書」などのコピーを申請書などとあわせて提出してください。

担当窓口：教育委員会事務局特別支援教育課
連絡先は、P.37をご確認ください。

4 医療的ケア児への支援(市立小中学校・幼稚園)

概要

神戸市立の小中学校・幼稚園において、医療的ケアを必要とする児童生徒を対象に、看護師による医療的ケア支援を行います。ケアの内容に応じて、最大週10時間まで訪問看護ステーションから看護師を派遣します。実施する医療的ケアの内容は、導尿、吸引、経管栄養、人工呼吸器の管理等です。

担当窓口：教育委員会事務局特別支援教育課
連絡先は、P.37をご確認ください。

6 医療費助成

詳しくは
神戸市サイトへ

1 自立支援医療(育成医療・精神通院医療)



● 育成医療

概要

対象となる児童の医療費の自己負担分の一部を神戸市が負担します。

対象者

18歳未満の肢体不自由、聴覚・平衡、音声、言語・そしゃく、免疫機能の障害および手術が必要な内臓障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸および小腸機能障害を除いては、先天性のものに限る)があり、確実な治療効果が期待できる児童

支給内容

医療を指定医療機関、指定薬局、指定訪問看護ステーションで受ける場合に、医療費(薬剤・訪問看護含む)の自己負担分の一部を神戸市が負担します。

詳しくは、[神戸市サイト](#)をご確認ください。

問合窓口:お住まいの区の区役所こども家庭支援課 連絡先は、P.31をご確認ください。

● 精神通院医療

概要

精神障害(てんかんを含む)の方の通院にかかる医療費の自己負担分を軽減します。

支給内容

原則は医療費の自己負担額を1割に軽減しますが、神戸市では、世帯の所得に応じて、さらに自己負担額を軽減します。

申請方法

お住まいの区の区役所健康福祉課(北神区役所・北須磨支所は保健福祉課)で本人または保護者(受診者が18歳未満の場合)の申請により手続きできます。手続きには印鑑と必要な書類があります。詳しくは、[神戸市サイト](#)をご確認ください。



2 小児慢性特定疾病医療費助成



概要

小児慢性特定疾病に罹患している児童などについて、医療費の自己負担分の一部を助成します。審査で承認された場合に、入院・通院などにかかる医療費の一部または全額を公費助成します。

対象者

神戸市に居住し、小児慢性特定疾病の対象疾病に罹患している18歳未満(18歳になる時点で給付を受けている場合は、20歳未満)の児童。

対象疾病については、[神戸市サイト](#)をご確認ください。

支給内容

医療費(医療保険各法の適用範囲内)、訪問看護療養費から、月額の自己負担限度額を差し引いた残額を神戸市が負担します。また、入院時の食費については、自己負担額(標準負担額)の2分の1を神戸市が負担します。

申請方法

お住まいの区の区役所こども家庭支援課(北須磨支所は保健福祉課)、西神中央出張所保健福祉サービス窓口で受け付けています。申請は原則として、患者(児童)の保護者が行ってください。詳しくは、[神戸市サイト](#)をご確認ください。



3 未熟児養育医療給付

概要

未熟児は疾病にかかりやすく、経済的な負担、精神的・肉体的な負担が家庭に重くかかるため、入院中の医療費を公費で負担します。

対象者

次のすべてにあてはまる子ども

- (1) 神戸市内に住所を有すること
- (2) 早産などにより出生体重が2,000g以下または生活力が特に弱く、医師が未熟児として指定医療機関での入院養育が必要であると認めた方

※審査の結果、承認されない場合もありますので、ご了承ください。

支給内容

入院費用のうち保険診療にかかる自己負担額および入院時食事療養費を、出生から最長で満1歳の誕生日の前々日まで負担します。

※退院後の通院や再入院にかかる医療費は対象外です（指定医療機関への転院を除く）。また、おむつ代など保険対象外の実費も対象外です。

申請方法

お住まいの区の区役所こども家庭支援課（北須磨支所は保健福祉課）、西神中央出張所保健福祉サービス窓口へ、生後1か月以内に申請してください。

4 特定医療費(指定難病)助成

概要

厚生労働省が指定する疾病にかかっている方のうち、同省が定める認定基準を満たす方に対し、神戸市が実施主体となり、医療費を全額もしくは一部負担します。

対象者

次のすべてにあてはまる方

- (1) 指定難病と診断され、各疾病の認定基準を満たしている方
- (2) 重症度基準を満たしている方、あるいは軽症高額にあてはまる方
- (3) 神戸市内に住民票のある方
- (4) 各種健康保険の保険者および被保険者、もしくは生活保護の受給者

※軽症高額とは、指定難病の患者で症状の程度が支給認定の要件である重症度を満たさないものの、月ごとの医療費総額（10割）が33,330円（診療報酬3,333円）を超える月が申請を行う前の月以前の1年以内に3か月以上ある場合について、支給認定される制度です。

支給内容

指定難病および指定難病に付随しておこる傷病に対しての医療費のうち、保険適用部分のみが対象になります。

申請方法

お住まいの区の区役所健康福祉課（北神区役所・北須磨支所は保健福祉課）に申請してください。

小児慢性特定疾病からの移行について

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾患のうち、一部の疾患は指定難病であり特定医療費（指定難病）助成制度の対象となる可能性があります。20歳を超える前に、事前に主治医にご相談ください。



6 医療費助成

詳しくは
神戸市サイトへ

5 重度障害者医療費助成



概要

重度障害をお持ちの方が、健康保険証を使って医療機関を受診した際に支払う自己負担額（保険診療）よりも、さらに低額な負担で医療機関を受診できるように、医療費の全部または一部を負担します。

対象者

次のすべてにあてはまる方

- (1) 神戸市内にお住まいの方
- (2) いずれかの健康保険に加入している方
- (3) 下記のいずれかの障害のある方

- ・身体障害者手帳 1級または2級
- ・身体障害者手帳 3級（内部障害のみの等級）（※1）
- ・療育手帳 A判定（重度の知的障害）
- ・身体障害者手帳 3級と療育手帳 B 1判定（中度の知的障害）との重複障害
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級（※2）

※1 「内部障害」とは

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能をいいます。

※2 精神障害者保健福祉手帳 1級の要件による資格の場合、助成対象となる医療は一般診療のみ（精神疾患にかかると医療は全て対象外）。

(4) 所得要件を満たす方

(5) 生活保護、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成を受けていない方

支給内容

医療機関の外来受診時や入院時の自己負担額（保険診療）の一部または全部を負担します。

詳しくは、お住まいの区の区役所保険年金医療課（北神区役所・北須磨支所は市民課）にご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.31をご確認ください。

6 在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業



概要

神戸市内にお住まいの重症心身障害児(者)で、居宅における療養の必要から訪問看護の利用をされる方に、その訪問看護にかかる費用の一部を助成します。

対象者

次のすべてに当てはまる方

- (1) 神戸市内にお住まいの方
- (2) 障害者手帳の肢体不自由 1級かつ療育手帳 A判定の方（それと同程度と神戸市長が認める方）
- (3) 対象者およびその者の属する世帯の他の世帯員の市民税（所得割）額が23万5000円未満の方
- (4) 医療保険の加入者

支給内容

医療保険を利用したあとの対象者負担額から訪問看護にかかった金額の1割を除いた額を助成します。

申請方法

お住まいの区の区役所健康福祉課（北神区役所・北須磨支所は保健福祉課）にご相談のうえ、申請してください。一度申請いただくと、その後6月末までその資格は有効です。

区役所・支所の連絡先は、P.31をご確認ください。

7 経済的支援

詳しくは
神戸市サイトへ

7 経済的支援

1 特別児童扶養手当

概要

精神または身体に障害のある20歳未満の子どもを養育している方に、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給します。支給には所得制限と支給要件があります。

支給内容

年3回、4月、8月、11月に、対象児童の数と等級に応じて、4か月分をまとめて支給します。

- ・1級（重度障害）：月額5万2200円
- ・2級（中度障害）：月額3万4770円

※上記は平成31年4月からの手当額です。

申請方法

お住まいの区の区役所健康福祉課（北神区役所・北須磨支所は保健福祉課）に、必要書類を添えて請求手続きを行ってください。

区役所・支所の連絡先は、P.31をご確認ください。

障害の認定

指定の特別児童扶養手当認定診断書で行うことを原則とします（指定の診断書は、お住まいの区役所の窓口にあります）。なお、一部、診断書を省略し、障害者手帳又は療育手帳の写しで判定できる場合もありますので、お住まいの区役所の窓口でおたずねください。

2 障害児福祉手当

概要

精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の子どもに対して、福祉の向上を図ることを目的として支給します。支給には所得制限と支給要件があります。

支給内容

年4回、2月、5月、8月、11月に前月までの3か月分をまとめて支給します。

月額1万4790円

※上記は平成31年4月からの手当額です。

申請方法

お住まいの区の区役所健康福祉課（北神区役所・北須磨支所は保健福祉課）にご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.31をご確認ください。



7 経済的支援

詳しくは
神戸市サイトへ

3 重度心身障害児者介護手当

概要

心身に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする重度心身障害者(児)を介護されている方の負担を軽くし、また障害者(児)の福祉向上のために重度心身障害者介護手当を支給します。支給には所得制限と支給要件があります。

支給内容

年4回、2月、5月、8月、11月に前々月までの3か月分をまとめて支給します。
月額1万円

申請方法

手当を受けるには、お住まいの区の区役所健康福祉課（北神区役所・北須磨支所は保健福祉課）にご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.31をご確認ください。

7

経済的支援

ヘルプマーク・ヘルプカード

※詳しくは二次元バーコードのリンク先でご確認ください。



● ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、作成したマークです。

● ヘルプカードとは

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載された「ヘルプカード」は、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのものです。



8 障害者福祉制度

詳しくは
神戸市サイトへ



1 障害者手帳

● 身体障害者手帳

対象 身体障害者(児)

内容 身体障害者福祉法、児童福祉法などに基づく制度によって援護を受けようとする場合に必要です。障害の程度により1級から6級までの区分があり、その等級によって利用できる制度が異なる場合があります。

問合せ窓口：お住まいの区の区役所健康福祉課（北神区役所・北須磨支所は保健福祉課）

● 療育手帳

対象 知的障害者(児)

内容 指導・相談および各種の援護措置を受けやすくするために交付します。障害の程度によりA（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の区分があり、等級により利用できる制度が異なる場合があります。

問合せ窓口：お住まいの区の区役所健康福祉課（北神区役所・北須磨支所は保健福祉課）

● 精神障害者保健福祉手帳

対象 精神障害者

内容 精神障害者の方の自立と社会参加の促進を図るために交付します。障害の程度により1級から3級までの区分があり、等級により利用できる制度が異なります。

問合せ窓口：お住まいの区の区役所健康福祉課（北神区役所・北須磨支所は保健福祉課）

● 小児慢性特定疾病児童手帳

対象 小児慢性特定疾病児童

内容 患者の症状が急変した場合に、周囲の方により医療機関等に速やかに連絡が行えるなど、緊急時に適切な対応ができる等の目的で交付します。

問合せ窓口：お住まいの区の区役所子ども家庭支援課（北須磨支所は保健福祉課）

2 障害福祉サービス



障害福祉サービスは、個々の障害のある方の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえて支給決定が行われます。

問合せ窓口：お住まいの区の区役所健康福祉課（北神区役所・北須磨支所は保健福祉課）

または障害者地域生活支援センター

連絡先は、P.31の区役所・支所またはP.33の障害者地域生活支援センターをご確認ください。

● 居宅介護（ホームヘルプ）

調理・掃除・買物等の家事援助、食事介助・排泄介助・身体の清拭等の身体介護、通院等介助

● 行動援護

行動上著しい困難を有する知的障害者(児)や精神障害者に行う外出支援

● 短期入所事業（ショートステイ）

居宅においてその介護者が病気その他の理由により、一時的に介護ができない場合、障害者支援施設その他の施設への短期入所

8 障害者福祉制度

詳しくは
神戸市サイトへ

3 地域生活支援事業



● 意思疎通支援事業

聴覚・言語等障害者が、公的機関や医療機関等へ行く場合に手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣したり、区役所に手話通訳者を配置したりして、意思の疎通を図ります。対象となるのは、市内在住の聴覚・言語障害者です。

連絡先は、P.37をご確認ください。

● 相談支援事業(障害者地域生活支援センター)

障害者・障害児とその家族および介護者などからの相談に応じ、情報の提供や助言等必要な支援を行います。

障害者地域生活支援センターは、P.12をご確認ください。

● 日常生活用具費支給事業

障害者(児)の日常生活を便利に、または容易にするために必要な用具の購入費を支給します。

詳しくは、P.27-④をご確認ください。

● 地域活動支援センター

障害者が通う施設として、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流、自立および社会参加を支援するために必要な援助を行います。

詳しくは、P.27-⑤をご確認ください。

● 在宅障害者福祉センター

障害者やその家族のための生活・福祉などに関する相談や福祉情報の提供、機能訓練、入浴サービス、障害福祉サービスなどを実施しています。

連絡先はP.37をご確認ください。

● 移動支援(ガイドヘルプ)

小学生以上の屋外での移動が困難な障害者に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促します。

● 日中一時支援(日帰りショート)

区分1以上の身体障害者および知的障害者または区分1以上に該当する障害児を対象として、障害者支援施設、その他の施設において、介護を行う者が疾病や冠婚葬祭等により一時的に居宅での介護が困難となった場合等に、障害者の日中における活動の場を提供します。

● 重度障害児(者)入院時コミュニケーション支援事業

学齢児以上の重度障害児(者)で、発語がわかりにくいなどのため、医療機関において入院時の医師や看護師との意思疎通が十分に図れない場合、本人の希望があれば障害福祉サービスでご利用中のヘルパー(居宅介護従事者)等をコミュニケーション支援員として派遣し、円滑な診療行為などが行えるよう支援します。ただし、院内にて重度訪問介護の利用が可能な方は、対象外です。移動支援(ガイドヘルプ)・日中一時支援(日帰りショート)・重度障害児(者)入院時コミュニケーション支援事業については、お住まいの区の区役所健康福祉課(北神区役所・北須磨支所は保健福祉課)へご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.31をご確認ください。

4 補装具・日常生活用具



● 補装具費の支給

概要

損なわれた身体機能を補うための用具（補装具）の購入または修理に要する費用を支給します。支給には所得制限があります。

対象者

身体の障害により補装具を必要としている者等

対象種目

障害種別の補装具の種目は、神戸市サイトをご確認ください。

● 日常生活用具費の支給

概要

障害者（児）の日常生活を便利に、また容易にするために必要な用具を購入する費用を支給します。支給には所得制限があります。

対象種目

障害種別の日常生活用具の種類や詳細は、神戸市サイトをご確認ください。

お住まいの区の区役所健康福祉課（北神区役所・北須磨支所は保健福祉課）へご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.31をご確認ください。

5 地域活動支援センター



地域において自立した生活を営むことができるよう、創作・生産活動の機会の提供および社会との交流の促進を図り、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うための施設です。

詳しくは、各施設にお問い合わせください。

● センター型

障害者（児）に対して、社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者等による創作・生産活動の機会提供、社会との交流促進および家族支援等を含めた相談支援等を行い、自立した生活を営むことができるように支援する施設です。

施設の一覧は、P.37をご確認ください。

● 多機能型

障害者（児）に対して、自立支援給付を補完する、障害者の地域移行または就労支援の推進に寄与すると認められる事業を行い、自立した生活を営むことができるように支援する施設です。

施設の一覧は、P.38をご確認ください。

● 発達型

発達障害者に対して生産活動の機会提供、社会との交流促進および相談を行い、自立した生活を営むことができるように支援する施設です。

施設の一覧は、P.38をご確認ください。

8 障害者福祉制度

詳しくは
神戸市サイトへ

6 交通機関の利用支援



対象の方は、福祉乗車証またはタクシー利用助成もしくは自動車燃料費助成の中から、ご自身の社会参加の方法に応じて一つ選択していただけます。

お住まいの区の区役所健康福祉課（北神区役所・北須磨支所は保健福祉課）へご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.31をご確認ください。

● 福祉乗車制度(福祉パス)

障害のある方へ社会参加の促進及び移動支援のため、対象の交通機関を無料でご利用できる福祉乗車証（福祉パス）をお渡ししています。

対象交通機関や交付資格など、詳しくは神戸市サイトをご確認ください。

● タクシー利用助成

重度心身障害者の方の社会参加の促進のため、タクシー乗車料金の一部を助成します。

対象者や利用券の交付枚数など、詳しくは神戸市サイトをご確認ください。

● 自動車燃料費助成

重度心身障害者の方の社会参加の促進のため、自動車燃料費の一部を助成します。なお、本人による利用のほか、その家族の送迎による場合も対象となります。

対象者や助成金額など、詳しくは神戸市サイトをご確認ください。

● リフト付バスの利用

リフト付バス（マイクロバス）が利用できます。

対象者や利用定員など、詳しくは神戸市サイトをご確認ください。

連絡先は、P.38をご確認ください。

7 心身障害者扶養共済制度



概要

障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者がお亡くなりになられたとき、または重度障害状態に該当されたと認められる月の分から、障害のある方に終身にわたり一定額の年金をお支払いする任意の共済制度です。

※掛金について、生活保護を受給している方、市民税が非課税の方などは掛金の減免対象となる場合があります（1口目のみ対象です）。

対象者や毎月の掛金など、詳しくは神戸市サイトをご確認ください。

お住まいの区の区役所健康福祉課（北神区役所・北須磨支所は保健福祉課）へご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.31をご確認ください。

8 障害児入所施設



障害のため在宅での生活が困難な児童の入所施設です。入所のご相談は、各施設またはこども家庭センターで行います。

施設の一覧は、P.38をご確認ください。

9 障害者のしごとの相談・支援

詳しくは
神戸市サイトへ



1 しごとサポート

概要

労働・福祉・保健・教育・医療などの関係機関と連携し、就職を希望する障害のある方や在職中の障害のある方に対して、就労に関する様々な支援を行います。

主な業務内容

- ・就労および就労に関する生活面での相談・助言・指導・情報提供
- ・就労に向けた基礎訓練、職場実習の調整、企業開拓
- ・就労後の職場定着支援
- ・関係各機関とのネットワークの構築と連携

利用方法

電話またはFAX、Eメールでご相談ください。

窓口開設時間

月曜日～金曜日 9時～17時30分(受付時間 9時～17時)

※土・日曜、祝日、年末年始は休み

※しごとサポート中部のみ第3土曜日を開所(来所相談は事前予約制)

相談内容

- ・仕事を探しているけど、働いたことがないのでどうしたらいいかわからない。
- ・就労訓練を受けたい。
- ・どんな仕事ができるか、一緒に考えてほしい。
- ・今、勤めている企業に、障害を理解してほしい。
- ・転職を考えている。

施設の一覧は、P.38をご確認ください。

子どもや障害者を虐待から守るために…

子どもや障害者が虐待されているのでは？と思われる場合は、迷わず以下の窓口にご連絡ください。

- **子ども(18歳未満)の虐待についての相談・通報窓口**
神戸市子ども家庭センター(神戸市児童相談所)
(平日) 8:45～17:30 電話:(078)382-2525
(夜間・休日) 電話:(078)382-1900



- **障害者の虐待についての相談・通報窓口**
神戸市障害者虐待防止センター
電話:(078)731-0101



相談や通報・届出をした人の情報は守られます。

※現に暴行があるなど緊急に保護が必要な場合は110番で警察署、重篤な傷病がある場合は119番で消防署へ通報してください。

10 その他の支援事業

詳しくは
神戸市サイトへ

1 重度障害児者医療福祉コーディネート事業

医療的ケアを必要とする重度障害児者に対する保健、医療、福祉や、連絡調整に必要となる情報登録書の作成などを「社会福祉法人芳友 にこにこハウス医療福祉センター」で行います。

連絡先は、P.39をご確認ください。



2 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

小児慢性特定疾病児童等とその家族からの相談に応じ、学習、通院・通学支援、就労支援など必要な情報の提供および助言、自立に向けた支援を「特定非営利活動法人チャイルド・ケモ・ハウス」で行います。

連絡先は、P.39をご確認ください。



3 発達障害者支援センター

発達障害のある方などに直接関わる期間に対して、連携による仕組みづくりや、研修による人材育成など、支援機関を支援する活動を行うとともに、発達障害に関する研修や講演会等の啓発活動を行っています。

連絡先は、P.39をご確認ください。



10

その他の支援事業

発達障害の診断・診察等を行っている医療機関及び行政窓口機関情報については、以下（兵庫県ホームページ）からご覧いただけます。
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/28iryokikan.html>



発達障害児（者）への支援情報については、以下でもご紹介しています。

発達障害情報・支援センター
<http://www.rehab.go.jp/ddis/>



4 ボランティアセンター

ボランティアセンターでは、ボランティアを求める方と、ボランティア活動をした方をつなげるお手伝いをします。

連絡先は、P.39をご確認ください。



1 子どもの発達や障害についての相談窓口

名称		TEL	FAX	所在地	注意事項	
区役所・支所 P.10 - ① ほか(★)						
東灘区役所		841-4131(代表)	851-9333	東灘区住吉東町5-2-1	★関連項目・ページ P16-①・②、P20-①・②、 P21-③・④、P22-⑤・⑥、 P23-①・②、P24-③、 P25-①・②、P26-③、 P27-④、P28-⑥・⑦ ※1 FAX番号は、保健福祉部の番号です(北神区役所・北須磨支所・西神中央出張所)を除く。 ※2 北須磨支所保健福祉課の番号(※3を除く)です。 ※3 北須磨子ども家庭支援室の(子育てに関する相談窓口)の番号です。	
灘区役所		843-7001(代表)	843-7018	灘区桜口町4-2-1		
中央区役所		232-4411(代表)	242-8821	中央区雲井通5-1-1		
兵庫区役所		511-2111(代表)	511-7006	兵庫区荒田町1-21-1		
北区役所		593-1111(代表)	595-2381	北区鈴蘭台北町1-9-1 (鈴蘭台駅前再開発ビル)		
北神区役所	保健福祉課	981-5377(代表)	984-2334	北区藤原台中町1-2-1 (北神中央ビル)		
	子ども家庭支援課		981-9056			
	市民課		981-5420			
長田区役所		579-2311(代表)	579-2343	長田区北町3-4-3		
須磨区役所		731-4341(代表)	735-8159	須磨区大黒町4-1-1		
支所 北須磨	市民課	793-1212	795-4536	須磨区中落合2-2-5 (名谷センタービル)		
	保健福祉課	※2 793-1313	795-1140			
		※3 793-8080				
垂水区役所		708-5151(代表)	709-6006	垂水区日向1-5-1 (レバンテ垂水2番館内)		
西区役所		929-0001(代表)	929-1690	西区玉津町小字川端180-3		
出張所 西神中央	保健福祉サービス窓口	990-0201	990-0316	西区糀台5-6-1 (西区民センタービル)		
	出張所	992-8100	992-8577			
名称	TEL	FAX	所在地	事業内容		
療育センター P.10 - ② P.13 - ①						
神戸市総合療育センター		対象区域:神戸市内全域 (※)				
まるとやま 学園	代表	646-5291	646-5289	長田区丸山町2-3-50	障害児の診察・訓練を行う「診療所」、通園による療育や親子教室等を行う「児童発達支援センター」、子どもの障害に関する相談や障害児支援利用計画の作成を行う「相談支援事業所」の機能があります。 ※総合療育センターの対象区域については、東部・西部療育センターに同じ機能がある場合は、中央区・兵庫区・北区・長田区・須磨区となります。	
	知的・発達障害児クラス	646-5293	646-5289			
	肢体不自由児クラス	646-5294				
	難聴児クラス	646-5297				
あけぼの学園	646-5295					
神戸市東部療育センター		対象区域:東灘区・灘区				
診療所		451-7550	451-7556	東灘区本山南町8-3-4		
ひまわり学園		451-7551				
相談支援事業所		451-7552				
神戸市西部療育センター		対象区域:垂水区・西区				
診療所		708-0572	708-0576	垂水区高丸8-11-14 2階		
のぼら学園		708-0575		垂水区高丸8-11-14		
相談支援事業所		708-0573				
子ども家庭センター P.10 - ③						
神戸市子ども家庭センター(児童相談所)		382-2525	362-0415	中央区東川崎町1-3-1	児童(18歳未満)の福祉のための専門の相談機関です。	



名称	TEL	FAX	所在地	事業内容	
発達障害者相談窓口 P.10 - ④					
発達障害者 東部相談窓口 対象区域:東灘区・灘区					
火曜～土曜 9時～17時30分	882-0010	882-7014	灘区岩屋北町6-1-4 東部在宅障害者福祉センター内	発達障害の方や家族等が身近な場所で相談できる窓口です。 15歳以上(中学卒業後)の発達障害の方とその家族の方、支援をしている関係機関や雇用している会社の方などが対象です。	
発達障害者 中部相談窓口 対象区域:中央区・兵庫区・長田区・須磨区					
火曜～土曜 9時～17時30分	672-6497	686-1732	兵庫区駅南通5-1-1 中部在宅障害者福祉センター内		
発達障害者 西部相談窓口 対象区域:垂水区・西区					
月曜～金曜 9時～17時30分	708-6078	704-4040	垂水区日向2-2-4 垂水日向ビル		
発達障害者 北部相談窓口 対象区域:北区					
月曜～金曜 9時～17時30分	907-6117	582-4432	北区谷上東町8-21 シャトーノールデューⅡ		
精神保健福祉センター P.11 - ⑥					
精神保健福祉センター	371-1900	371-1811	中央区橋通3-4-1 神戸市立総合福祉センター3階	精神保健福祉や自殺予防に関する相談・助言・研修・啓発活動を行っています。	
特別支援教育課教育相談室 P.12 - ⑧					
月曜～金曜 9時～12時・13時～17時	321-6866	-	-	特別な教育的支援を必要とする子どもについて、家庭での育児や療育、幼稚園や学校での生活、就園・就学、進路などについてのご相談を受け付けます。	
こうべ学びの支援センター P.12 - ⑨					
月曜～木曜 9時～17時	360-2160	360-2167	中央区東川崎町1-3-2 総合教育センター5階	市立小・中学校の通常の学級に在籍し、学習や生活などに困難さがあり、発達障害及びその可能性のある児童生徒が対象です。子どもの特性を把握するなどして、子どもが自信を持って生き生きとした生活が過ごせるよう支援します。学校と相談の上お申し込みください。	
障害者支援センター P.12 - ⑩					
灘区障害者支援センター					
相談支援	882-7013	882-7014	灘区岩屋北町6-1-4 東部在宅障害者福祉センター内		
短期入所	882-5675	882-5989			
生活保護					
兵庫区障害者支援センター					
相談支援	686-1731	686-1732	兵庫区駅南通5-1-1 中部在宅障害者福祉センター内		
短期入所	672-6489	672-6490			
生活保護	672-6493	672-6495			



関係先一覧

名称	TEL	FAX	所在地	事業内容
北区障害者支援センター				障害者地域生活支援センターを内設し、障害者や家族、介護者からの相談に応じるとともに、通所サービスなどの日中活動の場や入浴サービス、機能訓練などの補完的サービス、緊急時受入（短期入所）を実施し、地域の関係機関とのネットワークを構築しながら受入調整などの、コーディネートを行います。さらに見守り支援員を配置して、障害者が住み慣れた場所で安心して生活ができるよう、地域全体で見守る体制を整えます。
相談支援	592-1371	592-1381	北区鈴蘭台西町1-26-2	
短期入所	592-1372			
生活保護				
垂水区障害者支援センター				
相談支援	782-6661	786-0210	垂水区本多聞7-2-3 西部在宅障害者福祉センター内	
短期入所	787-5715	786-0205		
生活保護				
西区障害者支援センター				
相談支援	962-5512	962-5540	西区春日台5-174-10	
短期入所	962-5524			
生活保護				
障害者地域生活支援センター P.12 - ⑪				
ひがしなだ	452-1510	452-1529	東灘区西岡本2-25-1	地域で生活するために必要なサービスや利用方法などを案内します。 日常の悩み、家族のこと、仕事のこと、経済的な問題、一人暮らしの希望、将来のこと、障害福祉サービスの利用にかかること（訪問系サービスの受付、認定調査）などの相談を受け付けます。 窓口開設時間 月曜～金曜 9時～19時 土曜・日曜・祝日 9時～17時 （※小規模センターは土日祝日は休み）
うおざき ※小規模	451-3760	451-3761	東灘区魚崎中町4-10-32 魚崎デイサービス内	
なだ	882-7013	882-7014	灘区岩屋北町6-1-4 東部在宅障害者福祉センター内	
ちゅうおう	367-6651	351-1660	中央区橋通3-4-1 総合福祉センター	
ひょうご	686-1731	686-1732	兵庫区駅南通5-1-1 中部在宅障害者福祉センター内	
きた	592-1371	592-1381	北区鈴蘭台西町1-26-2	
ほくしん	982-1122	982-1022	北区藤原台中町1-2-2	
たにがみ ※小規模	582-4431	582-4432	北区谷上東町8-21 シャトーノールデュールⅡ	
ながた	643-3730	643-3731	長田区川西通5-101-1	
すま	795-1453	795-1454	須磨区中落合2-2-8 ワコール須磨名谷ステーションマークス	
いたやど ※小規模	731-5277	731-5288	須磨区戒町3-5-1	
たるみ	782-6661	786-0210	垂水区本多聞7-2-3 西部在宅障害者福祉センター内	
たるみみなみ ※小規模	704-3340	704-4040	垂水区日向2-2-4 垂水日向ビル	
にし	996-9820	996-9821	西区梶台5-6-1 西区民センタービル	
たまつあけぼの ※小規模	927-4171	927-4172	西区曙町1070 総合リハビリテーションセンター内	
ひらのせいしん	962-5512	962-5540	西区春日台5-174-10 西区障害者支援センター内	



関係先一覽

2 療育・通級指導・通所支援

名称	TEL	FAX	所在地	事業内容
通級指導教室 P.13 - ②				
そだちとこころの教室(情緒障害・発達障害)				
本山南教室	452-0073	452-0073	東灘区本山南町8-2-1 (本山南小学校)	いろいろな要因で、集団生活にとけこめない子どもの情緒の安定を図り、集団生活に進んで参加しようとする意欲と力を育みます。学校や幼稚園等と相談のうえお申し込みください。
神戸生田教室	333-7661	333-7661	中央区北長狹通4-9-5 (元町北会館3階)	
小部教室	593-3113	593-3113	北区鈴蘭台北町3-8-1 (小部小学校内)	
竜が台教室	792-2380	792-2380	須磨区竜が台6-15-1 (竜が台小学校内)	
垂水教室	707-6229	707-6229	垂水区日向2-4-6 (垂水小学校内)	
竹の台教室	991-4899	-	西区竹の台2-10-2 (竹の台小学校内)	
きこえとことばの教室(言語障害・難聴・発達障害)				
稗田教室	801-2551	801-2551	灘区岸地通4-2-1 (稗田小学校内)	ことば、きこえ、友達のかかわり方などに心配のある子どもや保護者の相談を受けて支援方法を考えます。学校や幼稚園等と相談のうえお申し込みください。
湊川多聞教室	351-6560	351-6560	中央区楠町4-2-3 (神戸市立青少年補導センター内)	
谷上教室	583-0761	583-0761	北区山田町下谷上中上16 (谷上小学校内)	
道場教室	985-2680	985-2680	北区道場町塩田1460 (道場幼稚園内)	
板宿教室	732-9541	732-9541	須磨区菊池町1-1-1 (板宿小学校内)	
西落合教室	792-5535	792-5535	須磨区西落合7-1-3 (西落合小学校内)	
西脇教室	782-6367	782-6367	垂水区西脇1-8-6 (西脇小学校内)	
枝吉教室	928-0838	928-0838	西区枝吉2-95 (枝吉小学校内)	
児童発達支援センター P.14 - ③				
神戸市が運営しているセンター				
神戸市立ひまわり学園	451-7551	451-7556	東灘区本山南町8-3-4 (東部療育センター内)	主に未就学の障害児に対し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うとともに、通所支援の利用者以外にも、地域の障害児やその家族の相談支援などを行います。
神戸市立まるやま学園	646-5293	646-5289	長田区丸山町2-3-50 (総合療育センター内)	
神戸市立あけぼの学園	646-5295			
神戸市立のばら学園	708-0575	708-0576	垂水区高丸8-11-4 (西部療育センター内)	
神戸市以外の法人等が運営しているセンター				
しらゆりフレンドリークラブ ひがしなだ	441-7288	441-7305	東灘区田中町4-5-10	
児童発達支援センター 六甲ふくろうの家	821-2330	855-8225	灘区一王山8-8	
しらゆりフレンドリークラブ	594-7788	594-7800	北区大脇台12-1	
児童発達支援センター おかば学園	981-7271	981-0825	北区有野中町2-5-10	

3 交流の場

名称	TEL	FAX	所在地	事業内容	
児童館・J-cafe (ジェイカフェ) P.15 - ①					
魚崎児童館 水曜 10時～12時	453-2662		東灘区魚崎中町4-3-16	拠点児童館とは、通常の児童館事業のほか、こべっこランドと連携した「学齢期・思春期の子育て講座」や「親と子のふれあい講座」を実施しており、児童問題に関する専門性を有した施設のことです。 発達がゆっくりな子ども（乳幼児）とその保護者が、子どもを気兼ねなく遊ばせながら、日頃の育児の不安や悩みを共有し、ほっと交流できる場所として「Jidoukan-cafe (J-cafe)」を実施しています。	
原田児童館 月2回金曜・土曜 10時～12時	801-5205		灘区王子町2-3-1		
有野児童館 火曜 10時30分～12時	987-2010		北区有野中町2-20-19		
細田児童館 火曜 13時～14時30分	612-3797		長田区細田町7-1-30		
落合児童館 水曜 10時～12時	791-7644		須磨区中落合1-1-25		
愛垂児童館 木曜13時～14時30分	707-4527		垂水区瑞ヶ丘6-17		
有瀬児童館 木曜13時～15時	974-6318		西区伊川谷町有瀬字金井場1137-8		
こべっこランド P.15 - ②					
神戸市総合児童センター (こべっこランド)	382-1300	351-0684	中央区東川崎町1-3-1		発達がゆっくりな子どもへの支援や子育て中の親、また保育や療育の現場で活躍する方を講座や専門研修などを通してサポートしています。

4 保育所・幼稚園など

※医療的ケア児を受け入れ可能な施設

受け入れ可能施設	TEL	FAX	所在地	対象年齢	受入可能時間
幼保連携型認定こども園 おかもと虹こども園	412-2262	-	東灘区岡本3-2-6	要確認	要相談
幼保連携型 めばえの園認定こども園	806-3333	-	灘区灘南通4-4-2	要確認	要相談
幼保連携型認定こども園 友愛幼児園 ※R2.4～	231-5818	-	中央区吾妻通5-2-20	3歳児クラス～	9時～17時
松原保育所	651-5521	-	兵庫区松原4-2-27	3歳児クラス～	9時～17時
認定こども園 このみ保育園 ※R2.4～	583-2203	-	北区山田町下谷上 字箕谷21-1	3歳児クラス～	9時～17時
ふたば保育所 ※R2.4～	621-8561	-	長田区二葉町7-1-30	3歳児クラス～	9時～17時
須磨保育所	732-4842	-	須磨区大黒町4-1-2	3歳児クラス～	9時～17時
ちっちゃなこども園ふたば	784-5333	-	垂水区舞多聞東2-6-9	満2歳までの施設の 受入可能年齢	要相談
(仮称)舞多聞よつば保育園 ※ちっちゃなこども園よつばより移行	784-5333	-	垂水区舞多聞西 5-11-1	要確認	要相談
幼保連携型認定こども園 あさひ保育園	994-0170	-	西区桜が丘東町1-3-1	要確認	要相談
問い合わせ先	TEL	FAX	所在地		
こども家庭局子育て支援部事業課 (保育医療指導担当)	322-6919	322-6897	中央区加納町6-5-1		

申し込み先は所在する区のこども家庭支援課となります。 ※区役所の連絡先はP.31をご確認ください。



関係先一覧

5 学校

学校名	TEL	所在地	障害	対象・備考	通学区域	組織
特別支援学校 P.18 - ①						
市立盲学校※ひとみ教室	360-1133	中央区東川崎町1-4-2	視覚	幼・小・中・高	市内全域	市・教
県立視覚特別支援学校	751-3291	垂水区城が山4-2-1	視覚	幼・小・中・高	県内全域	県・教
県立神戸聴覚特別支援学校	709-9301	垂水区福田1-3-1	聴覚	保・幼・小・中・高	県内全域	県・教
県立阪神昆陽特別支援学校	(072) 773-5135	伊丹市池尻7-108	知的	高(職業科)	県内全域	県・教
県立芦屋特別支援学校	(0797) 25-5311	芦屋市陽光町8-37	知的	小・中・高	東灘区の一部(※1)・芦屋市・西宮市南部	県・教
青陽東養護学校	871-1800	灘区岩屋北町6-1-1	知的	小・中・高	東灘区(一部※1を除く)・灘区・中央区	市・教
県立高等特別支援学校	(0795) 63-0689	三田市大原梅ノ木1546-6	知的	高(職業科)	県内全域	県・教
県立西神戸高等特別支援学校	991-2050	西区押部谷町高和1557-1	知的	高(職業科)	県内全域	県・教
神戸大学発達科学部附属特別支援学校	936-5683	明石市大久保町大塚2752-4	知的	小・中・高	—	国
友生支援学校住吉分校	851-0630	東灘区住吉東町4-1-58	肢体	高	—	市・教
友生支援学校	576-6120	兵庫区夢野町1-1	知的・肢体	幼・小・中・高	知(兵庫区・長田区) 東灘区・灘区・中央区・兵庫区・長田区	市・教
県立神戸特別支援学校	592-6767	北区大脇台10-1	知的・肢体	小・中・高	北区	県・教
青陽須磨支援学校	793-1006	須磨区西落合1-1-4	知的・肢体	小・中・高	須磨区・垂水区東部(※3)	市・教
県立のじぎく特別支援学校	994-0196	西区北山台2-566-134	知的・肢体	小・中・高	西区の一部(※2)・三木市・小野市	県・教
いぶき明生支援学校	997-6311	西区井吹台西町7-1	知的・肢体	幼・小・中・高	垂水区西部(※4)・西区(一部※2を除く)	市・教
友生支援学校分教室(みなと分教室)	381-5366	中央区港島南町1-6-7(兵庫県立こども病院内)	病虚弱	小・中	こども病院に入院している児童生徒	
友生支援学校在宅病虚弱児訪問教育(わらび学級)	381-5366	—	病虚弱	小・中・高	市内全域	市・教
いぶき明生支援学校在宅肢体不自由児訪問教育(みどり学級)	391-4551	中央区北長狭通4-9-5(元町北会館内)	肢体不自由	小・中・高	市内全域	市・教
いぶき明生支援学校施設肢体不自由児訪問教育(にこにこ学級)	743-2733	北区しあわせの村1-9(にこにこハウス医療福祉センター内)	肢体不自由	小・中・高	にこにこハウス医療福祉センターに入所している児童生徒	市・教

※ひとみ教室：視覚に障害がある子どもの学習や生活上の困難が軽減できるように指導を行います。子どもの状況に合わせて、レンズや拡大読書器などの補助具の使い方、文字や地図など教材の工夫、日常生活や動作、運動などに関することなどを指導します。

※1 本庄・魚崎・本山南中学校区

※2 神出・押部谷・桜が丘中学校区

※3 桃山台・塩屋・垂水東・福田・垂水中学校区

※4 歌敷山・星陵台・多聞東・本多聞・舞子・神陵台中学校区



関係先一覧

5 学校

学校名	TEL	所在地	障害	対象・備考	通学区域	組織
特別支援学級 P.18 - ②						
難聴学級						
神戸祇園小学校	511-2600	兵庫区下三条町11-1	聴覚	小		
湊翔楠中学校	351-2152	中央区楠町4-2-5	聴覚	中		
病弱・身体虚弱学級(院内学級)						
神戸祇園小学校なのはな学級 湊翔楠中学校ひまわり学級	382-5111 内線3676	中央区楠町7-5 (神戸大学医学部附属病院内)	病弱	小・中		
特別支援教育就学援助 P.18 - ③						
神戸市教育委員会事務局 特別支援教育課	984-0734	中央区東川崎町1-3-3 (神戸ハーバーランドセンタービル)				
医療的ケア児の支援 P.19 - ④						
神戸市教育委員会事務局 特別支援教育課	984-0735	中央区東川崎町1-3-3 (神戸ハーバーランドセンタービル)				

8 障害者福祉制度

名称	TEL	FAX	所在地	事業内容
意思疎通支援事業 P.26 - ③				
特定非営利活動法人 神戸ろうあ協会	371-3071	371-3052	中央区橋通3-4-1 総合福祉センター2階	
在宅障害者福祉センター P.26 - ③				
東部在宅障害者福祉センター	882-5675	882-5989	灘区岩屋北町6丁目1-4	障害者やその家族のための生活・福祉などに関する相談や福祉情報の提供、機能訓練、入浴サービス、障害福祉サービスなどを実施します。
中部在宅障害者福祉センター	672-6480	672-6486	兵庫区駅南通5丁目1-1	
西部在宅障害者福祉センター	787-5715	786-0205	垂水区本多聞7丁目2-3	
地域活動支援センター P.27 - ⑤				
センター型				
障害者地域活動支援センターわかば	822-9330	843-0593	東灘区御影本町3-9-8	障害者(児)に対して、社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者等による個別のプログラム等を交えた創作的活動又は生産活動の機会提供、社会との交流促進及び家族支援等を含めた相談支援等を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
障害者地域活動支援センターあんず	841-7097	201-1958	灘区備後町2-1-24 シャルマン六甲東101	
中央地域活動支援センター	262-7511	251-0311	中央区吾妻通4-1-6 神戸市生涯学習支援センター北棟	
地域活動支援センターゆめの	578-6090	511-2225	兵庫区夢野町4-3-13	
障害者地域活動支援センターひだまり	907-6223	582-4432	北区谷上東町8-21 シャトーノールデュールⅡ1階	
地域活動支援センター長田	642-7191	642-7291	長田区戸崎通2-8-3	
地域活動支援センターヨハネ	737-6936	735-2078	須磨区奥山畑町2番地	
ハーモニー垂水	709-8867	709-8867	垂水区陸ノ町4-8	
地域活動支援センター虹の里	961-5174	961-5183	西区平野町福中宇道バタ22-1	



関係先一覧

8 障害者福祉制度

名称	TEL	FAX	所在地	事業内容
地域活動支援センター P.27 - ⑤				
多機能型				区分
北神障害者地域活動支援センターあさがお	981-5103	981-5103	北区有野町有野3419-1	障害者(児)に対して、自立支援給付を補完する、障害者の地域移行又は就労支援の推進に寄与すると認められる特色ある事業を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
障害者地域活動支援センターおばんざい菜	594-9023	594-9023	北区北五葉1-2-3 西鈴コーポラス103	精神
ジンジャークラブほっと	452-6678	203-8070	東灘区北青木3-4-13	知的・精神・発達
ぼちぼちはうす	736-0662	754-8987	須磨区飛松町2-1-12	精神(依存症)
交流広場パッソ	576-8540	576-8540	兵庫区羽坂通4-2-22	精神・発達(ひきこもり)
神戸アイライト協会 視覚障害者活動センター	252-1912	221-6029	中央区神若通5-3-26 中山記念会館内	身体(視覚)
十歌	578-0317	578-0317	長田区北町3-2 土井ハイツ1階	精神・障害
地域活動支援センター 夢ふうせん	341-8824	341-8824	中央区橋通4-2-10 加藤マンション神戸202	身体(盲ろう)
発達型				
地域活動支援センター ゆめのつどい	578-6090	511-2225	兵庫区夢野町4-3-13	
リフト付バスの利用 P.28 - ⑥				
神戸市重度心身障害児(者) 父母の会	335-8508	335-8509	中央区橋通3-4-1 総合福祉センター1階	
障害児入所施設 P.28 - ⑧				
福祉型				
おかば学園	981-7271	981-0825	北区有野中町2-5-19	障害のため在宅での生活が困難な児童の入所施設です。
上野丘学園	958-0089	958-0280	北区淡河町東畑75	
さわらび学園	965-2387	965-2393	西区神出町南619	
障害児入所施設おぞらのいえ	927-2727	925-9253	西区曙町1070	
医療型				
にこにこハウス医療福祉センター	743-2525	743-2050	北区しあわせの村1-9	

9 障害者のしごとの相談・支援

名称	TEL	FAX	所在地 / E-Mail	事業内容
しごとサポート 窓口開設時間:月曜～金曜9時～17時30分 P.29 - ①				
しごとサポート中部 上記の時間に加え、第三土曜を開所	672-6480	672-6486	兵庫区駅南通5-1-1 神戸市立中都在宅障害者福祉センター2階 shurou-soudan-info@kobeseirei.or.jp	労働・福祉・保健・教育・医療などの関係機関と連携し、就職を希望する
しごとサポート東部	891-3890	891-3891	灘区泉通5-5-13 tobu-suishin@nifty.com	障害のある方や在職中の障害のある方に対して、就労に関するさまざまな支援を行っています。
しごとサポート北部	982-9598	982-7110	北区有野中町2-9-4 job.kobekita@youkikai.or.jp	
しごとサポート西部	708-2861	704-4040	垂水区日向2-2-4垂水日向ビル3階 seibu-suishin@sfsuisei.org	
しごとサポートICT	822-1073	845-2918	東灘区向洋町中6-9 6E-12 kobeict@prop.or.jp	

10 その他の支援事業

名称	TEL	FAX	所在地	事業内容
重度障害児者医療福祉コーディネーター事業 P.30 - ①				
にこにこハウス 医療福祉センター 月曜～金曜 9時～16時30分	743-2525		北区しあわせの村1-10 (総合福祉ゾーン 「しあわせの村」内)	医療的ケアを必要とする重度障害児者に対する保健、医療、福祉や、連絡調整に必要な情報登録書の作成などを行っています。
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 P.30 - ②				
特定非営利活動法人 チャイルド・ケモ・ハウス 月曜～金曜 9時～16時 祝祭日は除く	090-8533-2500		中央区港島中町8-5-3	小児慢性特定疾病児童等とその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、自立に向けた学習・通院・通学支援、就労支援などの支援を行います。
発達障害者支援センター P.10 - ⑤ P.30 - ③				
発達障害者支援センター	382-2760	382-2766	中央区橘通3-4-1 神戸市立総合福祉センター3階	発達障害に関する研修や講演会等の啓発活動を行っています。
ボランティアセンター(社会福祉協議会) P.30 - ④				
東灘区ボランティアセンター	841-6941	841-7999	東灘区住吉東町5-2-1	ボランティアセンターでは、ボランティアを求める方と、ボランティア活動をしたい方をつなげるお手伝いをします。ボランティアに関することの相談を受け付けます。
灘区ボランティアセンター	843-7040	843-7077	灘区桜口町4-2-1	
中央区ボランティアセンター	232-1447	232-1244	中央区雲井通5-1-1	
兵庫区ボランティアセンター	579-3304	574-5771	兵庫区荒田町1-21-1	
北区ボランティアセンター	593-9910	593-9822	北区鈴蘭台北町1-9-1 (鈴蘭台駅前再開発ビル)	
北神ボランティアセンター	981-5377	940-5444	北区藤原台中町1-2-1	
長田ボランティアセンター	574-2408	574-2427	長田区北町3-4-3	
須磨区ボランティアセンター	731-8922	733-2533	須磨区大黒町4-1-1	
垂水区ボランティアセンター	709-1333	709-1332	垂水区日向1-5-1 (レバンテ垂水2番館内)	
西区ボランティアセンター	929-0047	929-0084	西区玉津町小山字川端180-3	
ボランティア情報センター	271-5306	271-5366	中央区磯上通3-1-32	

兵庫ゆずりあい駐車場

※詳しくは二次元バーコードのリンク先でご確認ください。

障害のある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が、県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付しています。

【申請窓口】

神戸市の区役所保健福祉部健康福祉課

※区役所の連絡先はP.31をご確認ください。

兵庫県健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

電話：362-4379 FAX：362-9040



関係先一覧

「令和元年度 医療的ケア児受入状況」について（報告）

1. 令和元年度 教育・保育等における受入れ可能施設（市内 7 保育施設）

区	施設名	対象年齢/受入可能時間
東灘区	連こ) おかもと虹こども園	施設の受入可能年齢/要相談
灘区	連こ) めばえの園認定こども園	施設の受入可能年齢/要相談
兵庫区	公保) 松原保育所	3歳児クラス~/要相談
須磨区	公保) 須磨保育所	3歳児クラス~/要相談
垂水区	小) ちっちゃなこども園ふたば	満2歳までで施設の受入可能年齢/要相談
垂水区	小) ちっちゃなこども園よつば	満2歳までで施設の受入可能年齢/要相談
西区	連こ) あさひ保育園	施設の受入可能年齢/要相談

連こ) 幼保連携型認定こども園 公保) 公立保育所 小) 小規模保育事業

※1号認定子どもについては、受入れにあたり訪問看護ステーションを利用

2. 年齢別受入状況（保育施設 11 名 + 私立幼稚園 1 名）

クラス年齢	人数
5歳児	3
4歳児	3
3歳児	1
2歳児	3
1歳児	1
0歳児	1
合計	12

3. ケア別実施状況

医療的ケア	人数
たん吸引	9
経管栄養	3
酸素療法	2
導尿	1
インスリン注射	1
合計	16

4. 注意事項

- ・本事業は、原則神戸市にお住まいの方を対象としています。
- ・施設により、受入可能年齢や受入時間、医療的ケアの種類が異なります。
- ・看護師等の配置状況によっては、受入できる時間を制限させていただく場合があります。
- ・受け入れ体制を整えるためにご希望日からの受入ができない場合があります。
- ・入所後も、半年ごとに主治医の指示書を施設へご提出いただく必要があります。
- ・施設への受入れ人数には制限があります。

5. 受入れ可能施設

施設名	住所／電話番号	対象年齢／受入可能時間
連こ) おかもと虹こども園	東灘区岡本 3-2-6 / 412-2262	施設の受入可能年齢 / 要相談
連こ) めばえの園認定こども園	灘区灘南通 4-4-2 / 806-3333	施設の受入可能年齢 / 要相談
連こ) 友愛幼児園 ※R2.4～	中央区吾妻通 5-2-20 / 231-5818	3歳児クラス～ / 9時～17時
公保) 松原保育所	兵庫区松原通 4-2-27 / 651-5521	3歳児クラス～ / 9時～17時
連こ) このみ保育園 ※R2.4～	北区山田町下谷上字箕谷 21-1 / 583-2203	3歳児クラス～ / 9時～17時
公保) ふたば保育所※R2.4～	長田区二葉町 7-1-30 / 621-8561	3歳児クラス～ / 9時～17時
公保) 須磨保育所	須磨区大黒町 4-1-2 / 732-4842	3歳児クラス～ / 9時～17時
小) ちっちゃなこども園ふたば	垂水区舞多間東 2-6-9 / 784-5333	満2歳までで施設の受入可能年齢 / 要相談
保) (仮称) 舞多間よつば保育園 ※R2.4～	垂水区舞多間西 5-11-1 / 784-5333	施設の受入可能年齢 / 要相談
連こ) あさひ保育園	西区桜が丘東町 1-3-1 / 994-0170	施設の受入可能年齢 / 要相談

連こ) 幼保連携型認定こども園 幼こ) 幼稚園型認定こども園 公保) 公立保育所 保) 私立の保育園 小) 小規模保育事業

6. 申込み先

受入可能施設の所在する区役所	住所	電話番号
東灘区こども家庭支援課こども福祉係	東灘区住吉東町-2-1	078-841-4131 (代)
灘区こども家庭支援課こども福祉係	灘区桜口町 4-2-1	078-843-7001 (代)
中央区こども家庭支援課こども福祉係	中央区雲井通 5-1-1	078-232-4411 (代)
兵庫区こども家庭支援課こども福祉係	兵庫区荒田町 1-2 1-1	078-511-2111 (代)
北区こども家庭支援課こども福祉係	北区鈴蘭台北町 1-9-1	078-593-1111 (代)
長田区こども家庭支援課こども福祉係	長田区北町 3-4-3	078-579-2311 (代)
須磨区こども家庭支援課こども福祉係	須磨区大黒町 4-1-1	078-731-4341 (代)
垂水区こども家庭支援課こども福祉係	垂水区日向 1-5-1	078-708-5151 (代)
西区こども家庭支援課こども福祉係	西区玉津町小山 180-3	078-929-0001 (代)

7. 問合せ先

	住所	電話番号
こども家庭局子育て支援部事業課 (保健医療指導担当)	中央区加納町 6-5-1	078-331-8181 (代)

認定こども園(1号認定)・私立幼稚園において お子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ

神戸市では、日常生活を営むためにたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要で、集団生活が可能な状態にある児童が、認定こども園(1号認定)・幼稚園において心身の状況に応じた教育・保育を受ける際に、受け入れ園が訪問看護ステーションを活用して看護師の派遣受け入れを行うことができるよう支援しています。

1. 受け入れ対象とする医療的ケアの内容

- ・経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- ・吸引（口腔、鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- ・酸素療法（鼻カニュラ、酸素マスク）
- ・導尿
- ・その他施設・訪問看護ステーションで対応可能な医療的ケア

2. 補助の対象となる時間帯

1週あたり10時間を上限として、訪問看護ステーションからの看護師派遣が可能です。
※預かり保育の時間帯は除く、通常の教育・保育時間内に限ります。

3. 注 意 事 項

- ・対応が可能なか、入園を希望する認定こども園、幼稚園にご相談ください。
- ・本事業は、原則神戸市にお住まいの方を対象としています。
- ・利用するには、「医療的ケアに関する主治医の意見書」や「医療的ケアに関する指示書」などの文書が必要となります。なお、主治医による文書作成にかかる経費については、保護者負担となります。
- ・入園後も、主治医の指示書は半年毎に更新が必要です。
- ・公立幼稚園や、保育認定を受けて入園をされる方は、別途制度があります。
公立幼稚園は園へ、保育認定は利用申込をする区役所・支所 ども福祉係 までお申し出ください。
※保育認定においては、実施園が決まっております。

4. 問 合 せ 先

	住所	電話番号
こども家庭局子育て支援部事業課 (保健医療指導担当)	中央区加納町 6-5-1	078-331-8181 (代)

神戸市立特別支援学校における 医療的ケアについて

神戸市教育委員会事務局特別支援教育課

医療的ケアとは

- 喀痰の吸引や経管栄養など，在宅で家族が**日常的**に行っている医療的介助行為を，医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいる。

★「学校における医療的ケアの実施に関する
検討会議」

○平成29年10月26日 設置

○平成31年2月28日 最終報告

医療的ケアを実施する際に、留意すべき点等について整理するために、本検討委員会が設置された。

★「学校における医療的ケアの今後の対応
について(通知)」文部科学省
平成31年3月20日

医療的ケア児の「教育の場」

- 医療的ケア児の実態は多様であり、いわゆる重症心身障害児に該当する者のみならず、歩いたり活発に動き回ったりすることが可能な児童生徒等も存在。医療的ケアの種類・頻度のみに着目した画一的な対応ではなく、**医療的ケアの状態や、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要。**

「学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)」文部科学省

学校における医療的ケアに関する 基本的な考え方について

学校は、児童生徒が集い、人と人との
れ合いにより人格の形成がなされる場
あり、児童生徒等の安全確保が前提。
学校における医療的ケアの実施は、
医療的ケア児に対する**教育面・安全面**
で、大きな意義を持つ。

「学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)」 文部科学省

神戸市立特別支援学校における 医療的ケアの実施

「介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正」に伴い、平成24年4月より、一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下に医療的ケア（特定行為）を実施できることになった。



神戸市では教職員が研修を受け、医療的ケアを行っている。

< 特定行為 >

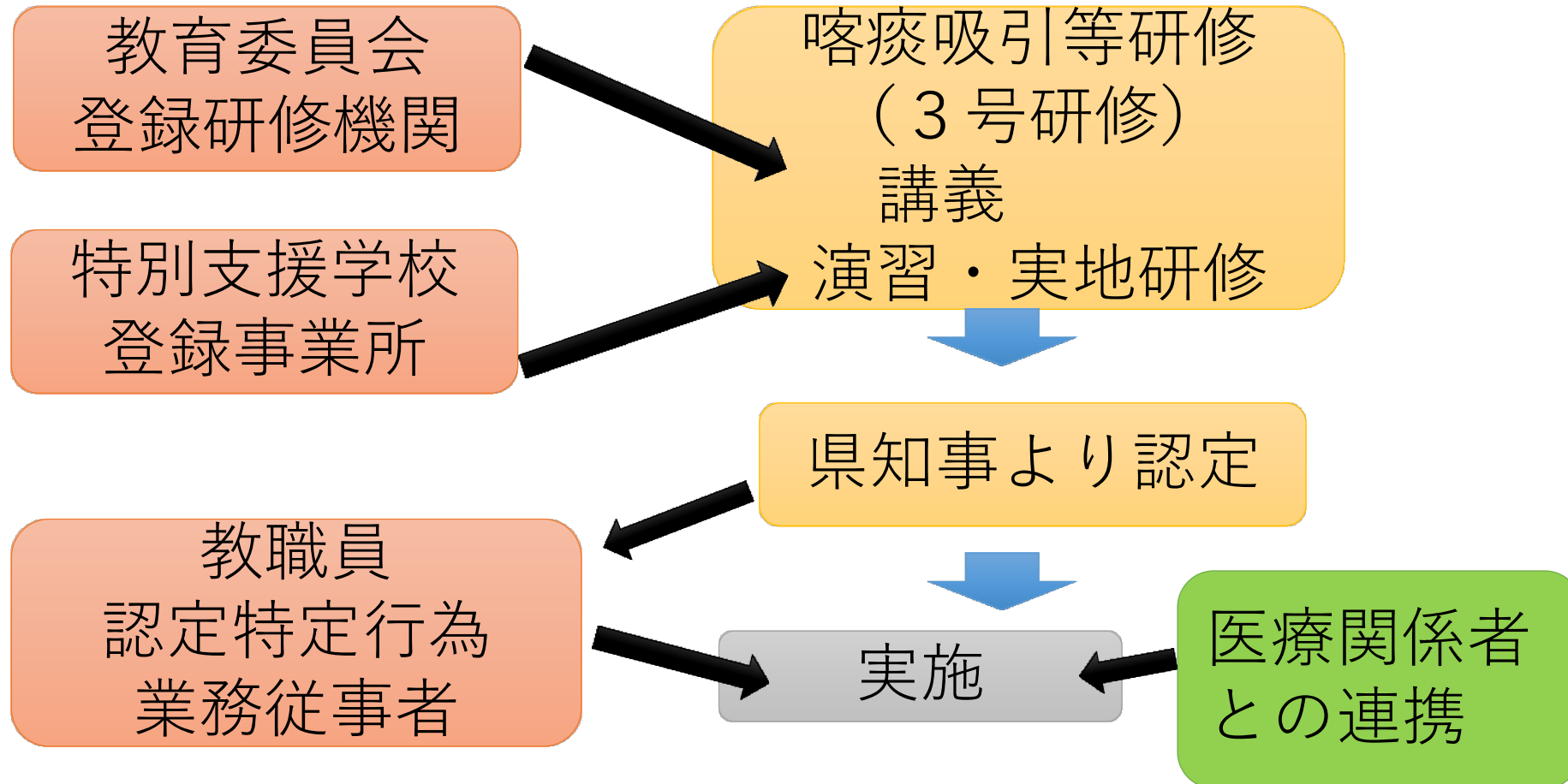
- ・ 口腔内の喀痰吸引
- ・ 鼻腔内の喀痰吸引
- ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ・ 経鼻経管栄養

特定認定行為（喀痰吸引等）研修(3号)

介護職員等で「登録研修機関」が行う「研修（喀痰吸引等研修）」を受けた者は、「認定特定行為業務従事者」となり、「登録特定行為事業者」に所属し、「医師の指示」を受けた上で、「特定行為（喀痰吸引等）」を実施できることとなります。

	対象	喀痰吸引			経管栄養	
		口腔内 (咽頭 の手前 まで)	鼻腔内 (咽頭 の手前 まで)	気管カ ニュー シ内部	胃ろう 腸ろう	経鼻経 管栄養
1号	不特定多数	○				
2号		○	○	○	○	○
3号	特定の者	特定の者が必要とする行為				

「介護職員等による喀痰吸引等の実施」



「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正 (H24、4)

教職員が医療的ケアを実施できるまで

A 教諭が児童 a に対して、「口腔内の喀痰吸引」を実施する場合

1. 特定認定行為（喀痰吸引等）研修(3号)の受講 ★基本研修

- ア) 講義（8時間）
- イ) 演習
- ウ) 筆記試験（20問・90点）

一度修了したら
再度受講、受験の必要なし

エ) 現場演習（児童 a に応じた演習）※指導看護師による

★実地研修 ※指導看護師（保護者）による

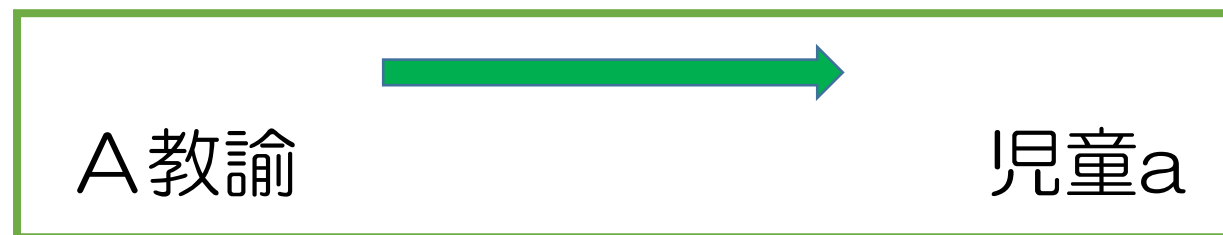
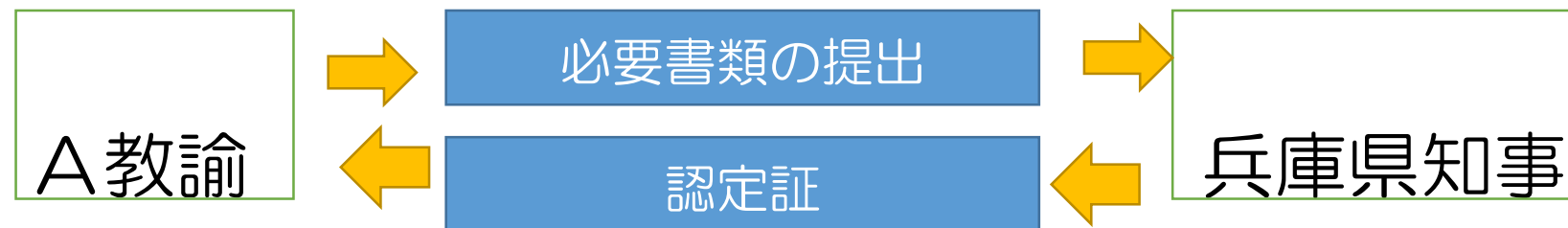
- 指導看護師が、A教諭の児童 a に対する実施について評価
⇒連続2回、手順通り一人で実施できると判断
⇒実地研修修了

教職員が医療的ケアを実施できるまで

2. 研修修了証明書の交付

市教委へ実地研修修了者名簿を提出
⇒市教委より交付

3. 認定証の交付



口腔内の喀痰吸引



特定行為

第3号研修を受け、認定された教員等が特定の者に対して、研修を受けた特定行為を実施することができる

A教諭が児童 aに口腔内喀痰吸引を行なっている場合

さらに

A教諭が児童 aに胃ろうによる経管栄養を行う場合
(行為の追加)

A教諭が児童 bに口腔内
喀痰吸引を行う場合
(新規)

どちらの場合も

- 講義、演習、筆記試験は必要なし
- 現場演習、実地研修を行い、研修修了証明書、認定証の交付が必要

神戸市療育ネットワーク会議「第4回 医療的ケア児の支援施策検討会議」 議事要旨

(日 時) 平成31年3月7日(木) 16:00~17:30

(場 所) 神戸市役所号1号館14階 AV1会議室

○…委員意見 ●…所管部署等の説明 ※いずれも要約

1. 「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」について（追加報告）

<事務局より資料2について説明>

- 資料2のP4 6(2)①独歩可能児の保育所等の利用状況に関して、保育所等を利用している子どものうち独歩ができない子どもは、どのような保育を受けておられるのか。
- 小規模保育を利用されており、そこで吸引、経管栄養、酸素補充療法等の医療的ケアが行われているとのことである。

2. 保育所等における医療的ケア児の受け入れについて

<事務局より資料3について説明後、委員による意見交換>

- 私立幼稚園及び認定こども園（1号）において医療的ケアを受けるための手続きが複雑になっているように感じるが、手続にはどれぐらいの時間がかかるのか。それによって、希望する時期に入園できなくなるような場合があるのではないかと。
- 主治医の意見書や指示書を作成してもらったり、対応できる訪問看護ステーションを探したりするために一定の期間が必要となるが、できるだけ速やかに進められるようにしたいとは考えている。すでに幼稚園に通園中の方が訪問看護を利用される場合は、園との関係もできているため比較的早く手続が進められるが、新規入園の場合はそれよりも時間はかかってしまうと思う。
- 幼稚園等による受入対象となる医療的ケア児について、「3歳児クラス以上で集団生活が可能（主治医意見書等で判断）」とされているが、主治医が意見書を作成する際に、どのような目安で集団生活が可能かどうかということ判断すればよいのか。体調的に安定していればよいのか、集団保育をすることによって発達が促される可能性を必要とするのか、主治医がどのように判断するかということについて、保護者は非常に心配されるのではないかと。
- 3歳以上の集団では、他の子どもが活発に動き回る状況が想定されるため、そういった中でも安全に生活ができる病状かどうか、あるいは感染に対しての心配があるか、といったことが体調面での目安となると考えている。
- 主治医の判断の目安として知的な面を考慮するとなると、それは難しいと思う。知的障害が重度で発語はなくても、理解はできているという場合もあり、そのような場合には幼稚園を利用できた方がよいと思う。主治医に求めるのはあくまでも体調面での判断であるとうことが明確であれば良いのではないかと。
- こういった受入制度については、スタート当初はできるだけ慎重に進めていって、関係者が経験を一定積んでから次のステップへ進めることを考えなければ難しいと思う。
- 神戸市の小中学校では、医療的ケアが必要な子どもに、週10時間の範囲で訪問看護を利用し

てもらっているが、地域の学校であるため、対象児が学校の近辺で生活していることもあり、訪問看護のコーディネートについても一定のシミュレーションができています。保育所の場合は、保育所で過ごす時間が午前9時から午後5時までと、学校よりも長いため、この10時間の支援をどのようにイメージしているのか。

- 幼稚園の場合は、概ね午前10時から午後2時頃まで、保育所の場合は午前9時から午後5時までの時間帯で受け入れることになる。幼稚園の場合は、保育所よりも時間が短いため、訪問看護ステーションによる対応、保育所の場合は、保育所が雇用した看護師による対応をすることになる。
- 医療的ケアを必要としている子どもが保育所に入所する場合、他の入所者よりも優先されるような基準などはあるのか。
- 現時点では、そのような優先的な取り扱いについて議論ができていない。今後の状況を見ながら検討していきたいと考えている。
- 医療的ケアを必要とする子どもが病院から退院して地域での生活をするようになった場合、病院であれば地域連携室が相談対応をしてくれるが、地域での相談機能についてはどうなっているのか。例えば、保健師の活用などは考えられているか。
- 全国的に、そういった医療的ケア児の支援のためのコーディネーターの育成は課題になっているが、神戸市ではコーディネーターを育成する研修は実施できておらず、兵庫県が実施している研修を受講しているという状況のため、今後検討していただきたい。
- 資料4-1のP3「受け入れ対象とする医療的ケアの内容」に「その他、園・訪問看護ステーションで対応可能な医療的ケア」とあるが、これは、例えばアトピーがある子どもの対応など、日常的なケアも含めて対応するということか。
- そのような対応の他、吸入なども含めて対応することを想定している。
- 資料4-1のP5に「病院の地域医療連携室が、訪問看護ステーションの情報を提供します」との記述があるが、訪問看護ステーションも地域や人材によって対応できる内容が異なるため、適切な情報を病院に提供していく必要があると感じる。
- 各区の訪問看護ステーションの代表の方に対しては、この事業の説明はさせていただいているが、今後、ガイドラインの詳細等についても説明させていただく予定である。
- 巡回指導看護師による巡回はどのように行うのか。子どもが成長するにつれて、細かな器具のサイズ等が変わってきたりするため、そのようなことも相談できれば良いと思う。
- 概ね3ヶ月に1回程度の訪問を想定しているが、園と相談のうえ、訪問看護ステーションの看護師が来ている時に実地訪問して、園でのケアで困っていることなどの相談に対応できるようにしたいと考えている。
- 資料4-1のP6には、「医療的ケアに関する指示書」について、「医療的ケア児の状態が変化した際には、主治医による新しい指示書の作成が必要になる」とあるが、状態の変化について誰が主治医に報告をすることになるのか。
- 指示書発行後の1ヶ月ごとの定期的な報告については、訪問看護ステーションから主治医に報告することになるが、追加での報告事項については、緊急性がなければ、保護者を介して主治医に報告することを想定している。
- 園での対応については、受け入れ体制や職員の経験等に応じて、協議をしながら個別に判断

していくことが必要になると思う。

- 在宅で保険診療により訪問看護を利用する場合と、学校や幼稚園等で訪問看護を利用する場合で、主治医の指示や報告の仕方などが異なっており、厚生労働省や文部科学省でも現在議論されているところである。
- 国レベルでやり方が決まっていらないのであれば、地域の中で、保育所、幼稚園、学校でやり方が統一できれば良いと思う。
- 公立の学校については、教育委員会が訪問看護ステーションと契約して学校へ訪問してもらっているが、私立幼稚園の場合は、幼稚園が訪問看護ステーションと契約して、神戸市が要諦んに補助金を支払うという形式のちがいがあある。ただし、国の方で一定の方針が示されれば、それにあわせていく必要はあると考えている。
- ライフステージを通した切れ目のない支援ができるように、各局の支援を上手につなぎあわせて、神戸市の中で整合性のとれた形にしてもらいたい。
- 特別支援学校の場合は、保護者と一緒に担任の教員や看護師が主治医のところへ行って指示書の内容を変更してもらうようなことが多い。そうすることによって、学校側も必要な情報が得られるようにしている。

3. 障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもの支援ハンドブック等の作成について

<事務局より資料5について説明>

- 医療的ケアのある子どもの保育所等での支援については、単に保護者が保育所等に任せるという形ではなく、一緒にやっていくことが必要であるため、そのようなことについてもしっかりと広報してもらう必要があると思う。
- 地域の障害者地域生活支援センターでは、医療的ケアに関する相談対応が十分できていないと思うため、そちらにも必要な情報提供をしてもらいたい。

4. その他

<事務局より「医療的ケア児等医療情報共有システム（厚生労働省パンフレット）について説明>

- このシステムは、個人が情報を登録することになっているが、それではなかなか情報が集まりにくい場合に、医療機関がどのように協力するかということがテーマになると思う。
- 神戸市の中でいくつもの事業が進められているため、それぞれの事業間での情報共有をしながら上手くかみ合うようにしてもらいたい。

神戸市療育ネットワーク会議開催要綱

平成 29 年 5 月 1 日
こども家庭局長決定

第 1 節 総則

(目的)

第 1 条 障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けることができるとともに、障害の有無に関わらずあらゆる子どもが共にすこやかに成長できる環境づくりを推進するため、障害児支援に関する全市的な課題を共有し、必要な支援策について協議と施策の推進を行う場として、神戸市療育ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を開催する。

(会議の構成)

第 2 条 ネットワーク会議は、施策検討会議と事業者連絡会で構成する。

第 2 節 施策検討会議

(施策検討会議での検討事項)

第 3 条 施策検討会議においては、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 医療的ケアを要する障害児への支援に関すること
- (2) 障害児の地域生活の支援に関すること
- (3) 前 2 号に掲げる事項のほか、障害児の支援施策の推進に関すること

(施策検討会議の委員)

第 4 条 施策検討会議の委員は、次に掲げる者であって、検討が必要な事項に関する専門知識・経験等を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 障害児支援に関わる医療機関その他の事業所に従事する者
 - (3) 障害児の保育・教育機関の関係者
 - (4) 市職員
 - (5) 前 4 号に掲げる者のほか、こども家庭局長が特に必要があると認める者
- 2 こども家庭局長は、委員の中から会長を指名する。
 - 3 会長は、会の進行をつかさどる。
 - 4 こども家庭局長は、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。
 - 5 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末までとし、再任を妨げないものとする。

(施策検討会議の公開)

第 5 条 施策検討会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、こども家庭局長がこれを公開しないことを決定したときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 施策検討会議を公開することにより当該会議の公正かつ円滑な進行が著しく損なわれると認められる場合

2 施策検討会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

第 3 節 事業者連絡会

（事業者連絡会での情報交換事項等）

第 6 条 事業者連絡会においては、障害児支援に関わる事業者その他の関係機関が、次に掲げる事項に関する情報及び意見の交換を行う。

- (1) 障害児支援事業のサービスの質の向上に関すること
- (2) 障害児支援事業従事者等の資質の向上に関すること
- (3) 前 2 項に掲げる事項のほか、障害児の支援の充実のために必要な事項

（事業者連絡会の開催）

第 7 条 事業者連絡会の開催に関して必要な事項は、こども家庭局こども育成部長が定める。

第 4 節 その他

（施行細目の委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の開催に必要な事項は、こども家庭局こども育成部長が定める。

附 則 （平成 29 年 5 月 1 日決裁）

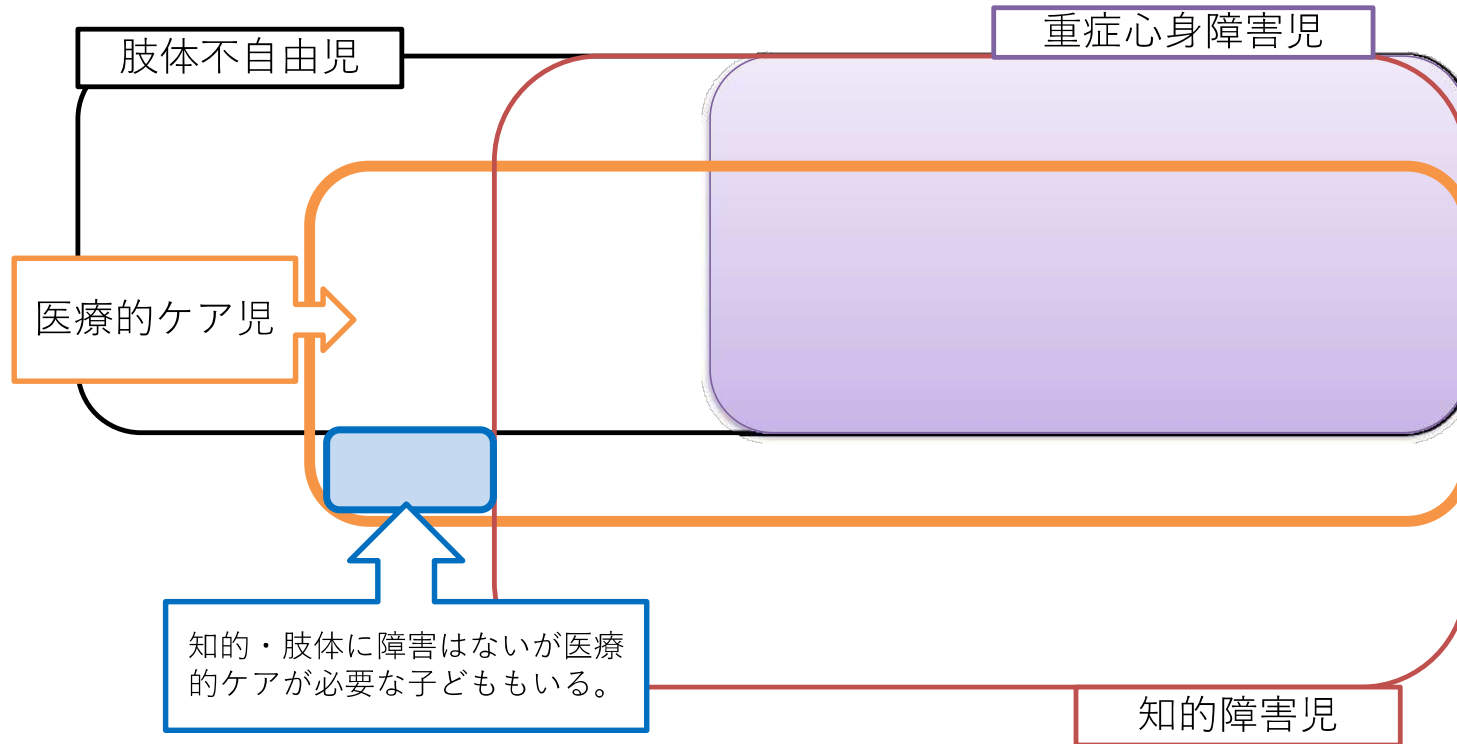
（施行期日）

1 この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日より施行する。

附 則 （平成 31 年 4 月 1 日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。



[医療的ケア]

人工呼吸器、気管切開、吸引、経管栄養（経鼻、胃瘻、腸瘻）、酸素療法、導尿、IVHなど